

グリーン購入の調達者の手引き

令和 6 (2024) 年 2 月

はじめに

平成 12 年 5 月に制定された国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)では、国及び独立行政法人等(以下「国等」という。)における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定することを規定しています。この規定に基づき、平成 13 年 2 月に最初の基本方針が閣議決定され、以降、原則として毎年 1 回見直されてきました。

基本方針の前文に示されているとおり、地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしていることから、その解決には、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能ななものに変革していくことが不可欠となります。また、パリ協定を受けて、令和 2(2020) 年 10 月には 2050 年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、我が国も脱炭素社会の実現に向けて、大きく舵を切ったところです。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されていることから、あらゆる分野において温室効果ガスの排出削減を含めた環境負荷の低減を図ることが極めて重要です。このような中で、我々の日常生活や経済活動を支える物品及び役務(以下「物品等」という。)に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していくかなければなりません。

この環境物品等への需要の転換を進めるための取組がグリーン購入です。グリーン購入は、これらの環境物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらします。また、グリーン購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組むことができ、調達者がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものであり、カーボンニュートラルに向けた需要創出という観点からも、市場に影響を及ぼす重要な取組です。

特に、グリーン購入を推進する上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国等が果たす役割は極めて大きいものがあり、また、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進するきっかけになるものと考えられます。

この「グリーン購入の調達者の手引き(以下「手引き」という。)」は、基本方針に定めるものとされている特定調達品目(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類)及びその判断の基準等について、国等の調達者が、その内容を正しく理解し、環境物品等の調達を容易に行うことができるよう作成されたものです。調達者にとって、本手引きがグリーン購入の推進の一助となれば幸いです。

なお、本手引きは、基本方針の見直し内容の反映とともに、実際の調達者のご意見を参考とし、より実態に即し、活用しやすいものとなるよう毎年度改訂しています。是非ご意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

1. 目的

グリーン購入法の特定調達品目は、平成13年度に14分野101品目でスタートし、令和6年度には22分野287品目となりました（令和5年12月閣議決定）。また、各品目の判断の基準等についても、単一の基準は少なく、様々な要件を組み合わせることとなり、対象となる物品等の範囲も多様化しています。このため、グリーン購入を行う調達者が、その判断の基準等の内容を正しく理解し、環境物品等を容易に調達できるようにすることが急務となっています。

こうしたことから、調達者側の判断の基準等の内容の理解促進を図るために、「グリーン購入の調達者の手引き」を作成し（初版平成22年3月）、その中で体系的に判断の基準を整理し、既存の環境ラベル等を活用した確認方法を示すことにしました。

なお、本手引きは、国等の機関にとどまらず、地方公共団体や事業者におけるグリーン購入の推進に当たっても活用いただけるものと考えています。

2. グリーン購入の考え方

（1）グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する前にまずその必要性（例えば、本当に購入しなければならないか？所有している物品等の修理はできないか？）を十分に考えること、購入する場合には、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努めている事業者から購入すること、そして購入した製品やサービスが不要となった場合には適切に廃棄すること、この3つを適切に実施する活動を指します。

（2）グリーン購入の基本的考え方

基本方針においては、環境物品等の調達推進の基本的考え方として、次の3つが掲げられています。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抜粋）

- ① 物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等の調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者のさらなる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。
- ② 環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的大気汚

染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

- ③ 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第11条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークやWeb会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

① 環境負荷の少ない物品等及び環境負荷低減に努めている事業者からの調達

価格や品質などに加え、環境負荷の少ない物品等を積極的に調達することで、環境物品等の市場が拡大し、物品等を供給する事業者に対し、より環境負荷の少ない物品等の開発を促すという継続的改善を伴った市場への波及効果がもたらされます。

また、物品等の設計・製造、販売等を行っている事業者が、環境マネジメントの実践や環境に関する情報を公開していることなど、環境負荷低減に向けた取組を実施していることにも配慮して調達することで、事業者による環境負荷低減に向けた自主的な取組の一層の促進にもつながります。

② ライフサイクル全般を考慮した物品等の調達

物品等の選択に当たっては、資源採取から廃棄までのライフサイクル全般における環境負荷の低減を考慮して調達することが重要です。

例えば、使用段階の環境負荷が相対的に小さい場合であっても、資源採取段階における環境負荷が大きい場合、ライフサイクル全体としてみると環境負荷が大きくなっている場合があります。物品等の環境負荷を正確に評価するためには、資源採取、製造、流通、使用、リサイクル、廃棄のライフサイクル全体を視野に入れて考慮する必要があります。

また、地域によって優先されるべき環境問題や調達可能な環境物品等が異なることも想定されます。このため、調達する環境物品等は、地域の特性や問題に応じた環境負荷項目に重点を置いて選択される場合もあります。

③ 取組の優先順位

循環型社会形成推進基本法においては、廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、(1)リデュース、(2)リユース（再利用）、(3)リサイクル（再資源化）、(4)熱回収（サーマルリサイクル）、(5)適正処分としており、リデュースを最も優先するよう定め、次いでリユース、リサイクル（再資源化）の順となっています。

グリーン購入においても同様であり、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加しないようにすること、すなわち調達量そのものを増やさないリデュースが最優先されるべきと位置

付けています。貴重な資源やエネルギーを使用して製造された物品等の長期使用もリデュースにあたります。また、適正使用、分別廃棄などにも留意し、期待される環境負荷の低減が最大限発揮していくことが重要です。

また、新型コロナウィルスを契機とした、いわゆる「新たな生活様式」への対応に当たって情報通信技術を活用・導入する場合には、環境負荷の低減について適切に検討を行うことの重要性を提示しています。

3. 特定調達品目及びその判断の基準等

(1) 特定調達品目及びその判断の基準等の検討

特定調達品目及びその判断の基準等の検討は、基本方針に定める基本的考え方に基づき実施しています。検討に当たっての主要な観点は、次のとおりとなっています。

① 一般的事項を満足していること

- ・品質、機能、供給体制等、調達される物品等に期待される環境負荷低減効果以外の一般的な事項を満足していること
- ・環境負荷低減効果に対してコストが著しく高くない、または、普及による低減が見込まれること

② 環境負荷低減効果が確認できること

- ・客観的に環境負荷低減効果が確認できること（環境負荷低減効果の評価方法について科学的知見が十分に整っていること）
→より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
- ・数値等の明確性が確保できる判断の基準の設定が可能であること

なお、グリーン購入法は、国等の調達によって、環境負荷がより少ない物品等への需要の転換を図ることを目的としているため、以下に該当する品目は検討の対象外となっています。

- ・国等による調達がない、または、極めて少ないもの
- ・判断の基準を満たしたものが十分に普及し、既に通常品となっているもの

(2) 品目及び判断の基準等

各特定調達品目については、別記の形で「判断の基準」、「配慮事項」及び「備考」によって構成されています。判断の基準は、「基準値1」「基準値2」の2段階で設定されている品目もあります。

① 判断の基準

「判断の基準」とは、グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための基準であり、この基準を満たすものがいわゆるグリーン購入法適合品となります。

② 基準値1

判断の基準において、同一事項に複数の基準値を設定している場合、より高い環境性能の基準値を

指し、可能な限り調達を推進していく基準として示すものです。

③ 基準値 2

判断の基準において、同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すものです。より早期に「基準値 2」から「基準値 1」のレベルへの調達に移行していくことが期待されます。

④ 配慮事項

「配慮事項」とは、特定調達物品等であるための要件ではないものの、調達に当たって配慮することが望ましい事項であり、現時点で判断の基準として一律に適用することが適當でない事項であっても、環境負荷低減上重要な事項がある場合に定めています。

⑤ 備考

備考には様々な情報が記載されています。以下に、備考に記載されている代表的な情報を例示します。

ア. 対象範囲

特定調達品目の判断の基準が対象とする物品等の範囲を規定します。

例：本項の判断の基準の対象とする「トナーカートリッジ」又は「インクカートリッジ」（以下「カートリッジ等」という。）は、新たに購入する補充用の製品であって、コピー機やプリンタなどの機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。（カートリッジ等）

イ. 定義

判断の基準等に使用されている用語の定義を記載しています。

例：「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものという（ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。）。（文具類、オフィス家具等ほか）

ウ. 試験方法等

試験方法や測定方法等を規定している参照先を記載しています。また、特定調達物品等の調達にかかる信頼性を確保する観点から、第三者認証の活用について記載しています。

例：電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫のエネルギー消費効率の算定法については、「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成 28 年経済産業省告示第 38 号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法 (3)」による。（電気冷蔵庫等）

例：「最小平均持続時間」は JIS C 8515 に規定する放電試験条件に準拠して測定するものとする。JIS C 8515 で規定されるアルカリ乾電池に適合する一次電池は、本基準を満たす。（一次電池又は小形充電式電池）

エ. 調達者向けの留意点

当該品目を調達する場合や使用、リサイクル、廃棄等の段階において、調達者が特に留意すべき内容がある場合に記載しています。

例：調達を行う各機関は、化学物質の適正な管理のため、物品の調達時に確認した特定の化学物質の含有情報を、当該物品を廃棄するまで管理・保管すること。（電子計算機等、家電製品ほか）

例：調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

マニュアルや充電器等の付属品については必要最小限とするような契約の方法を検討すること。（移動電話等）

オ. 参照先等

必要な情報の参考先等を記載しています。

例：判断の基準＜共通事項＞④及び配慮事項②③④⑤については、日本印刷産業連合会作成の「日本印連『オフセット印刷サービスグリーン基準』及び『グリーンプリントイング（GP）認定制度』ガイドライン」を参考とすること。（印刷）

カ. 検証方法等

判断の基準等の確認方法や検証方法等を示しています。

例：紙の原料となる間伐材の確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン（平成 21 年 2 月 13 日）」に準拠して行うものとする。（情報用紙、印刷用紙）

キ. 経過措置

判断の基準の見直しに当たり市場における特定調達物品等の供給が十分でない場合、事業者の保有する在庫を考慮する必要がある場合等に一定期間の経過措置を設定しています。

例：判断の基準については、令和 6 年度 1 年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 5 年 2 月 24 日閣議決定）の電気便座に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。（電気便座）

ク. 将来的な見直しの方向性

将来的な判断の基準等の見直しの方向性を記載しています。

例：判断の基準①アのバイオマスプラスチックの配合率に係る基準については、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年 5 月 31 日）に基づき、判断の基準を満たす製品の市場動向を勘案しつつ検討を実施し、適切に引き上げるものとする。（プラスチック製ごみ袋）

4. 手引きの内容と活用方法

本手引きには、令和 6 年度の特定調達品目である 22 分野 287 品目のうち、公共工事の 70 品目を除く 22 分野 217 品目を対象に、分野別の概要及び品目別の解説を記載しています。また、巻末には参考資料

として、複数分野に共通する他の制度等や他の環境政策等について、掲載しています。

本手引きに記載してある内容は、以下のとおりです。

① 分野別・品目別の解説

物品・役務分野の対象品目とその判断の基準、対象品目や判断の基準等を理解するため、判断の基準及び配慮事項、備考の記載内容について、項目別に解説しています。

各品目の判断の基準への適合状況について、参考となる環境ラベル等が存在する場合は、該当する環境ラベルを掲載しています。グリーン購入法の判断の基準については、省エネ法や国際エネルギー・スタープログラム等、他の制度等の基準が適用されている品目も多く、さらにエコマーク認定基準との整合性を考慮しているため、調達にあたって既存の環境ラベル等を活用し、判断の基準等への適合性を確認することが可能です。

また、特に調達者からの問い合わせが多い品目については、特定調達品目の対象となる範囲や基準の詳細について図示していますので、必要な分野・品目の判断の基準の詳細を知りたい場合に参照していただければ、有効に活用できるものと考えられます。

さらに、関連する情報についてはコラムとして記載しているものもあります。

② 参考資料

複数の分野、品目に関する他の制度や、判断の基準に横断的に適用されている項目について、解説しています。

本年度の調達者の手引きにおいては、「省エネ法の特定機器とラベリング制度」「特定の化学物質の使用の制限」「ノンフロン化の推進」「バイオプラスチックについて」及び「合法木材の利用の推進」について、参考としてまとめています。また、他の制度・施策との連携を推進するため、「エコマーク」「カーボンフットプリント」「SuMPO 環境ラベルプログラム」及び「カーボン・オフセット」の情報を記載しています。

本手引きは、実際に調達される方々のご意見を伺いながら、毎年改善を図っています。

また、基本方針の見直し等を踏まえ、解説を行う品目や内容については、適宜追加・更新していく予定しております。

1. 分野別・品目別の解説

| | |
|---|----|
| ■1 定義 | 11 |
| ■2 紙類 | 13 |
| ■3 文具類 | 23 |
| ■4 オフィス家具等 | 27 |
| ■5 画像機器等 | 30 |
| □コピー機等、プリンタ等、ファクリミリ、スキャナ | 30 |
| □プロジェクタ | 33 |
| □トナーカートリッジ、インクカートリッジ | 35 |
| ■6 電子計算機等 | 38 |
| □電子計算機 | 38 |
| □磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア | 41 |
| ■7 オフィス機器等 | 44 |
| ■8 移動電話等 | 46 |
| ■9 家電製品 | 49 |
| □電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫 | 49 |
| □テレビジョン受信機 | 51 |
| □電気便座 | 53 |
| □電子レンジ | 55 |
| ■10 エアコンディショナー等 | 56 |
| □家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ | 56 |
| ■11 溫水器等 | 59 |
| ■12 照明 | 63 |
| □照明器具 | 63 |
| □ランプ | 68 |
| ■13 自動車等 | 71 |
| □乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ | 71 |
| □乗用車用タイヤ | 74 |
| □2 サイクルエンジン油 | 76 |
| ■14 消火器 | 77 |
| ■15 制服・作業服等 | 78 |
| ■16 インテリア・寝装寝具 | 81 |

| | |
|-------------------------|-----|
| ■17 作業手袋 | 85 |
| ■18 その他繊維製品 | 86 |
| ■19 設備 | 90 |
| □太陽光発電システム | 90 |
| □太陽熱利用システム | 93 |
| □燃料電池 | 94 |
| □生ゴミ処理機 | 95 |
| □エネルギー管理システム | 96 |
| □節水器具 | 97 |
| □給水栓 | 99 |
| □日射調整フィルム・低放射フィルム | 102 |
| □テレワーク用ライセンス | 104 |
| □WEB会議システム | 106 |
| ■20 災害備蓄用品 | 107 |
| □飲料水・食料(災害備蓄用品) | 107 |
| □生活用品・資材(災害備蓄用品) | 109 |
| ■21 役務 | 111 |
| □省エネルギー診断 | 111 |
| □印刷 | 112 |
| □食堂 | 119 |
| □自動車専用タイヤ更生 | 124 |
| □自動車整備 | 125 |
| □庁舎管理 | 126 |
| □加煙試験 | 129 |
| □清掃 | 130 |
| □タイルカーペット洗浄 | 132 |
| □植栽管理、害虫防除 | 133 |
| □輸配送、旅客輸送 | 134 |
| □機密文書処理 | 136 |
| □庁舎等において営業を行う小売業務 | 138 |
| □クリーニング | 141 |
| □自動販売機設置 | 142 |
| □引越輸送 | 145 |
| □会議運営 | 148 |
| □印刷機能等提供業務 | 150 |
| ■22 ごみ袋等 | 152 |
| □プラスチック製ごみ袋 | 152 |

■ 1 定義

グリーン購入法に定める特定調達品目には、その品目の環境負荷の特性等に応じて「判断の基準」と「配慮事項」が定められています。

各特定調達品目の「判断の基準」を満たした物品及び役務がグリーン購入法の特定調達物品等(適合品)となります。

平成31(2019)年度の基本方針より、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、重点的に環境配慮を進めるべき品目を選定し、順次判断の基準に2段階のレベルを設定することとしました【基本方針前文3ページ、「2. 特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項(1)基本的考え方 イ. 判断の基準等の性格」に記載】。

基本方針において、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」を、最低限満たすべきものとして「基準値2」を設定し、各機関が予算の適正な範囲において、可能な限り「基準値1」による調達を推進することにより早期に「基準値2」から「基準値1」のレベルへの調達に移行していくことが期待されます。

なお、「配慮事項」は、グリーン購入法においては必須要件ではありませんが、これを参考とし、調達を行う各機関の判断で各品目の調達において追加要件を定めることができます。

定 義

【判断の基準】

グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等であるための要件【必須要件】

- ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮
- 特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
→より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項において複数の基準値を設定
- 各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするために定められるもの

同一事項における複数の基準値の定義

| | | |
|------|---------|---|
| 基準値1 | 上位の基準値 | 判断の基準において、同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの |
| 基準値2 | 最低限の基準値 | 判断の基準において、同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの |

【配慮事項】

特定調達物品等であるための要件ではないが、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項

【推奨要件】

- 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項

用語の定義(主要なものを抜粋)

| 用語 | グリーン購入法における定義 |
|-------------------|---|
| 古紙 | 市中回収古紙及び産業古紙 |
| 市中回収古紙 | 店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの(商品として出荷され流通段階を経て戻るものを含む。)。 |
| 産業古紙 | 原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、紙製造事業者により紙の原料として使用されるもの。 ただし、紙製造事業者等(当該紙製造事業者の子会社、関連会社等の関係会社を含む。)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場など、紙を原料として使用する工場若しくは事業場において加工を行う場合、又は当該紙製造事業者が製品を出荷する前に委託により他の事業者に加工を行わせる場合に発生するものであって、商品として出荷されずに当該紙製造事業者により紙の原料として使用されるものは、古紙としては取り扱わない(当該紙製造事業者等の手を離れ、第三者を介した場合は、損紙を古紙として取り扱うための意図的な行為を除き、古紙として取り扱う。)。 |
| 損紙 | 以下のいずれかに該当するもの。 ・製紙工程において発生し、そのまま製紙工程に戻され原料として使用されるもの(いわゆる「回流損紙」。ウェットブローカー及びドライブローカー)。 ・製紙工場又は事業場内に保管されて原料として使用されるもの(いわゆる「仕込損紙」)。 ・上記産業古紙の定義において、「ただし書き」で規定されているもの。 |
| 古紙パルプ配合率 | 古紙パルプ配合率=古紙パルプ/(バージンパルプ+古紙パルプ)×100(%) パルプは含水率10%の重量とする。 上記算定式の分母及び分子には損紙は含まないものとする。 |
| 再生プラスチック | 使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したもの(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)。 |
| ポストコンシューマ材料 | 製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品 |
| 再生 PET 樹脂 | PET ボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるもの |
| 特定の化学物質 | 鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル |
| 環境負荷低減効果が確認されたもの | 製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め、定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA(ライフサイクルアセスメント)専門家等による環境負荷低減効果が確認されたもの |
| バイオマスプラスチック | 原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック |
| バイオベース合成ポリマー含有率 | プラスチック重量/繊維部分全体重量に占める、バイオマスプラスチック/合成繊維に含まれる植物由来原料分の重量の割合 |
| 故繊維 | 使用済みの古着、古布及び織布工場や縫製工場の製造工程から発生する糸くず、裁断くず等 |
| 故繊維から得られるポリエスチル繊維 | 故繊維を主原料とし、マテリアルリサイクル又はケミカルリサイクルにより再生されたポリエスチル繊維 |
| 未利用繊維 | 紡績時に発生する短繊維(リンター等)等を再生した繊維 |
| 反毛繊維 | 故繊維を綿状に分解し再生した繊維 |
| フロン類 | フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第1項に定める物質 |
| 地球温暖化係数 | 地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値 |
| 主要材料 | 製品の構成材料として製品重量の 50%以上を占める材料 |
| 大部分の材料が金属類 | 製品に使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるもの |

■2 紙類

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(NO.106,107,108)は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|-------------------------------|---|
| コピー用紙 | <ul style="list-style-type: none"> 総合評価値が 80 以上 バージンパルプの合法性の担保 総合評価値・内訳の表示 |
| 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 | <ul style="list-style-type: none"> 総合評価値が 80 以上 原料の持続可能性の担保(※注 以外の原料の不使用) バージンパルプの合法性の担保 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供 |
| フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 | <ul style="list-style-type: none"> 古紙パルプ配合率 70%以上 白色度 70%程度以下(フォーム用紙) バージンパルプの合法性の担保 塗工量が両面で 12g/m²以下(フォーム用紙) 塗工量が両面で 20g/m²以下、片面 12g/m²以下(インクジェットカラープリンター用塗工紙) |
| トイレットペーパー ティッシュペーパー | 古紙パルプ配合率 100% |

※注 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプ、管理木材パルプ、その他の持続可能性を目指したパルプ

■配慮事項

- 総合評価値がより高いものであること。(塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用)
- 古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。(コピー用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙、塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙に適用)
- バージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。(トイレットペーパー、ティッシュペーパーを除く)
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 印刷用紙の対象について、「塗工されていない印刷用紙」には、非塗工印刷用紙が該当し、「塗工されている印刷用紙」には、塗工印刷用紙(アート紙、コート紙、軽量コート紙等)、微塗工印刷用紙等が該当する。

【基準の解説】

- コピー用紙と印刷用紙では、総合評価指標の原料構成に係る基本項目、加点項目ともに異なる(詳細は p.17~22 を参照)。
- コピー用紙に係る総合評価値は、基本項目(古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指したパルプ利用割合)及び加点項目(白色度・坪量)の評価値から算出される。
- 印刷用紙に係る総合評価値は、基本項目(古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指したパルプ配合率)及び加点項目(白色度・塗工量)の評価値から算出される。基本項目に規定されるパルプ以外の原料は使用できないこととしている。
- 加点項目について、コピー用紙は白色度及び坪量が、塗工されていない印刷用紙(非塗工用紙)は白色度が、塗工されている印刷用紙(塗工用紙、微塗工用紙)は塗工量となっている。
- コピー用紙の必要最低限の古紙パルプ配合率は 70%である。
- 印刷用紙については、令和 6 年度の基本方針から総合評価指標の評価値、指標値及び加算値が変更され、古紙パルプの最低配合率基準は設定していない。
- ファンシーペーパーは特殊紙の一種で、色やエンボス加工など、視覚的、触感的に装飾のされた紙の総称。また、抄色紙は、色上質紙及び染料を使用した色紙一般を含む。ファンシーペーパー又は抄色紙については、リサイクル適性が A ランクの場合、5 点加点される。
- バージンパルプが原料として使用されている場合は、合法性が確認されていることが要件となる。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材、小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプは、合法性の確認を不要とする。間伐材等とは、間伐材のほか竹パルプも含まれる。
- 古紙の定義等については p.16 参照。

【試験・検証方法】

- バージンパルプの合法性の確認は、原木の合法性、持続可能性の確認を行う場合には、木材関連事業者(合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(通称:クリーンウッド法)第二条第 3 項に定義される者)にあっては、クリーンウッド法に則すること。また、木材関連事業者以外にあっては、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成 18 年 2 月 15 日)」(林野庁)に準拠して行う。クリーンウッド法についての詳細は、巻末の「2.参考資料」を参照。
- 間伐材の確認は、「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」(林野庁)に準拠して行う。
- 間伐材等は「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成 21 年 2 月 13 日)」に準拠したクレジット方式の採用を認めている。また、森林認証材、管理木材については、各制度に基づくクレジット方式による運用を確認すること。

【既存のラベル等との対応】

- バージンパルプ部分については、各種森林認証制度に基づくマーク表示等が参考となる。森林認証マークが付されているものがすべてグリーン購入法適合であるとは限らないため、総合評価値で判断する必要がある。
- 間伐材マークは、間伐材の使用割合が、間伐材マーク事務局(全国森林組合連合会)の規定する商品類型の区分表の数値を超えている製品につけられている。

【参考情報】

- 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン
→<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/gocho/pdf/2-4sikumi02.pdf>
- 森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン
→https://www.env.go.jp/policy/hozan/green/g-law/archive/bp/gl_cstw/guideline.pdf
- 間伐材チップの確認のためのガイドライン
→<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kanbatu/pdf/guideline.pdf>
- クリーンウッド・ナビ
→<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/gocho/>
- 合法木材ナビ(一般社団法人全国木材組合連合会)違法伐採対策・合法木材普及推進委員会

- <https://www.goho-wood.jp/>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→<https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- FSC(森林管理協議会)「FSCについて」
→<https://jp.fsc.org/jp-jp/fscnew>
- SGEC/PEFC ジャパン(国際森林認証制度)
→<https://sgec-pefcj.jp/>
- 間伐や間伐材利用の普及啓発等(林野庁)
→https://www.rinya.maff.go.jp/j/kanbatu/suisin/con_3.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 紙類については、単位を重さ(kg)で集計する。重さを算出するには、調達実績集計表の「月別集計表」の上段に箱数を入力するとkgに変換される。

調達のポイント

- 印刷用紙については用途・目的等を踏まえ、適切な白色度や塗工量の用紙を選択・使用することが重要です。過度に白色度が高い用紙、塗工量が多い用紙の使用は控えましょう。
- 古紙パルプ配合率の高い製品が調達できる地域においては、より古紙パルプ配合率の高い製品を調達しましょう。
- 印刷用紙の調達にあたって、仕様を満たす複数の製品が入手可能な場合には、総合評価値がより高い製品を調達しましょう。また、バージンパルプが使用されている場合は、森林認証材パルプ配合率、間伐材等パルプ配合率が可能な限り高い製品を調達しましょう。
- コピー用紙は、外箱に総合評価値とその内訳が記載されていることが要件となっており、印刷用紙については、総合評価値及びその内訳が各社のウェブサイト等に公表されるため、調達に際してはこれらを確認する必要があります。
- グリーン購入法.net(環境省)では、印刷用紙に係る情報を掲載しています。各製紙メーカーのウェブサイトへのリンク及び判断の基準を満たす製品の一覧等が掲載されています。

印刷用紙に係る情報提供について(環境省 グリーン購入法.net)

→<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/paper.html>

- ◆ 判断の基準を満たす製品について(各製紙メーカー)
- ◆ 判断の基準を満たす製品について(一覧)(日本印刷産業連合会・全日本印刷工業組合連合会)
- ◆ 相談窓口(経済産業省)について掲載されています。

- 総合評価指標の表示例(コピー用紙)は下記のとおりです。



- バージンパルプ原料については、下記の森林認証マーク等が参考となります(リンク先を参照)。

| | | | |
|--|---|---|---|
|  FSC ISCC Trademark 1996 Forest Stewardship Council A.C. |  PEFC PEFC/01-44-02 |  SGEC SGEC/31-01-01 |  |
| FSC 森林認証制度 | SGEC/PEFC ジャパン | 間伐材マーク | |

古紙の定義等について

古紙は、その発生源によって、市中回収古紙と産業古紙に大別されます。産業古紙は、一般には印刷工場、製本工場、新聞社等、紙を大量に扱う事業所から出る、紙の裁ち落とし、印刷不良品、残紙等の未使用の紙を指します。製紙メーカーの紙製造工程において発生するくず紙(損紙)については、当該製紙メーカーの関係会社(子会社・関連会社等)や加工委託先において発生するものを含み古紙として取り扱うこととしています。

※古紙の定義は平成26年度の基本方針より明記

<市中回収古紙>

- 店舗、事務所及び家庭などから発生する使用済みの紙であって、製紙メーカーにより紙の原料として使用されるもの。これには、商品として出荷された後、流通段階を経て戻るものを含む。

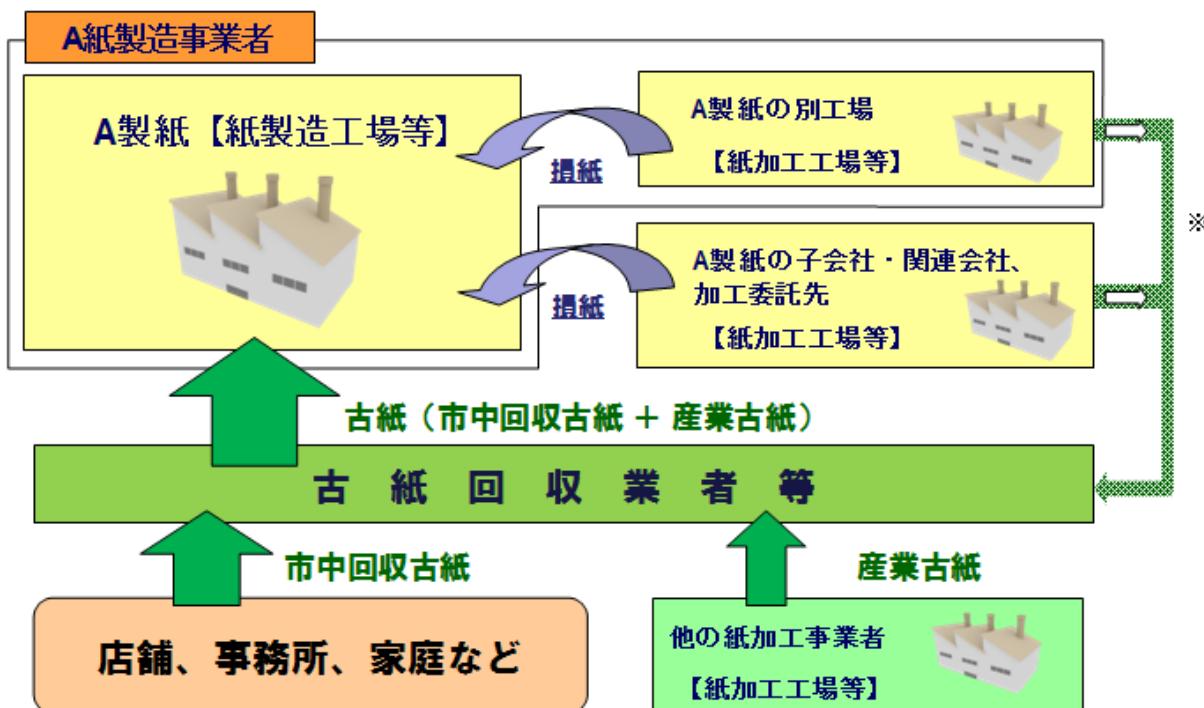
<産業古紙>

- 原紙の製紙工程後の加工工程から発生し、製紙メーカーにより再び紙の原料として使用されるもの(紙加工工場、紙製品工場、印刷工場および製本工場等、紙を原材料として使用する工場等から発生するもの)。

※産業古紙に含まれないもの

- 損紙(製紙工場等内の回流損紙及び仕込損紙)
- 製紙メーカー(関係会社、加工委託先を含む)の紙加工工場、紙製品工場、印刷工場及び製本工場等から発生するもの。

グリーン購入法における古紙の取扱い



※古紙回収業者の取り扱う古紙には、子会社等が製紙工場から遠方にある場合に輸送等の環境負荷を考慮してやむを得ず古紙業者に売却したものが含まれる可能性はある。
 ただし、意図的に古紙回収業者等に売却し、買い戻す場合は古紙として扱わない。

詳細情報

【総合評価指標の概要】

1 コピー用紙

- 環境指標項目は、廃棄物削減、資源の有効活用、持続可能な森林経営等の観点から、原料組成を基本指標とする。また、その他重要な環境性能の価値を評価するため、白色度及び坪量を加点指標とする

【基本項目】

1. 古紙パルプ配合率 (x_1) : 廃棄物削減、資源有効利用、森林保全
2. 森林認証材パルプ利用割合 (x_2) : 持続可能な森林経営、森林吸収源
3. 間伐材等パルプ利用割合 (x_3) : 吸収源、資源有効利用、生物多様性保全
4. 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ (x_4) : 持続可能な森林経営、資源有効活用

(原料構成イメージ)

持続可能性を目指した原料の調達
森林認証材パルプ 方針に基づいて使用するパルプ古紙パルプ配合率70%以上 x_1 x_2 x_3 x_4

間伐材等パルプ

【加点項目】

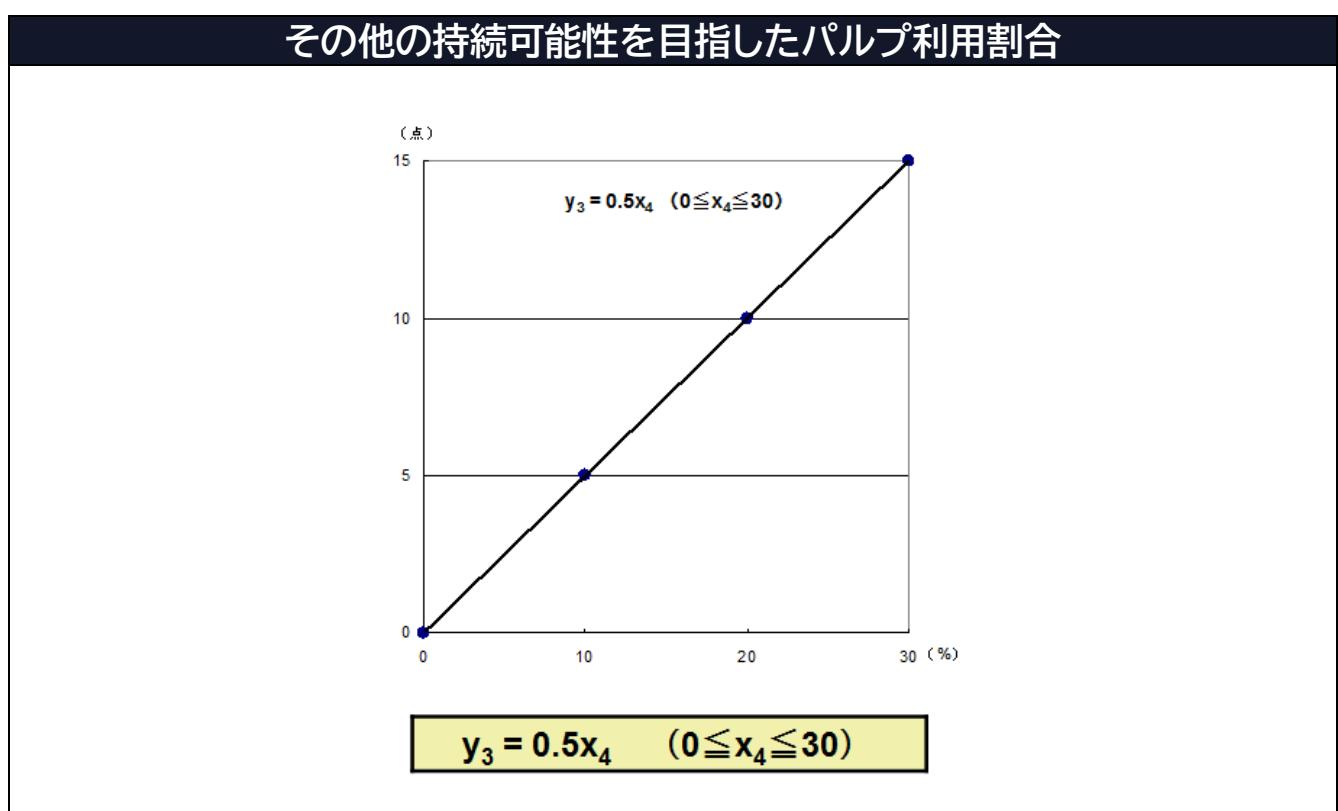
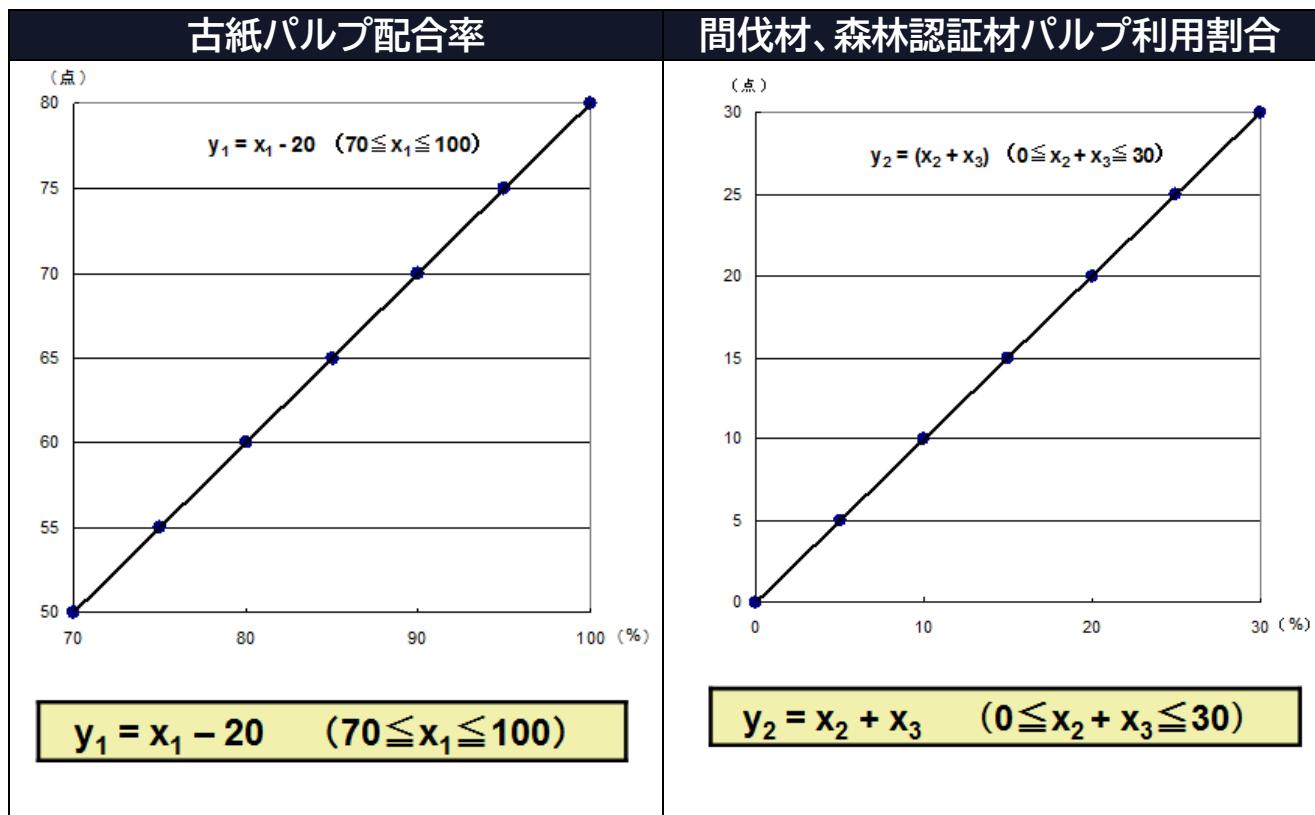
5. 白色度：市中回収古紙の利用促進、脱墨等の製造工程上の環境負荷低減
6. 坪量：省資源・軽量化、流通段階での環境負荷低減

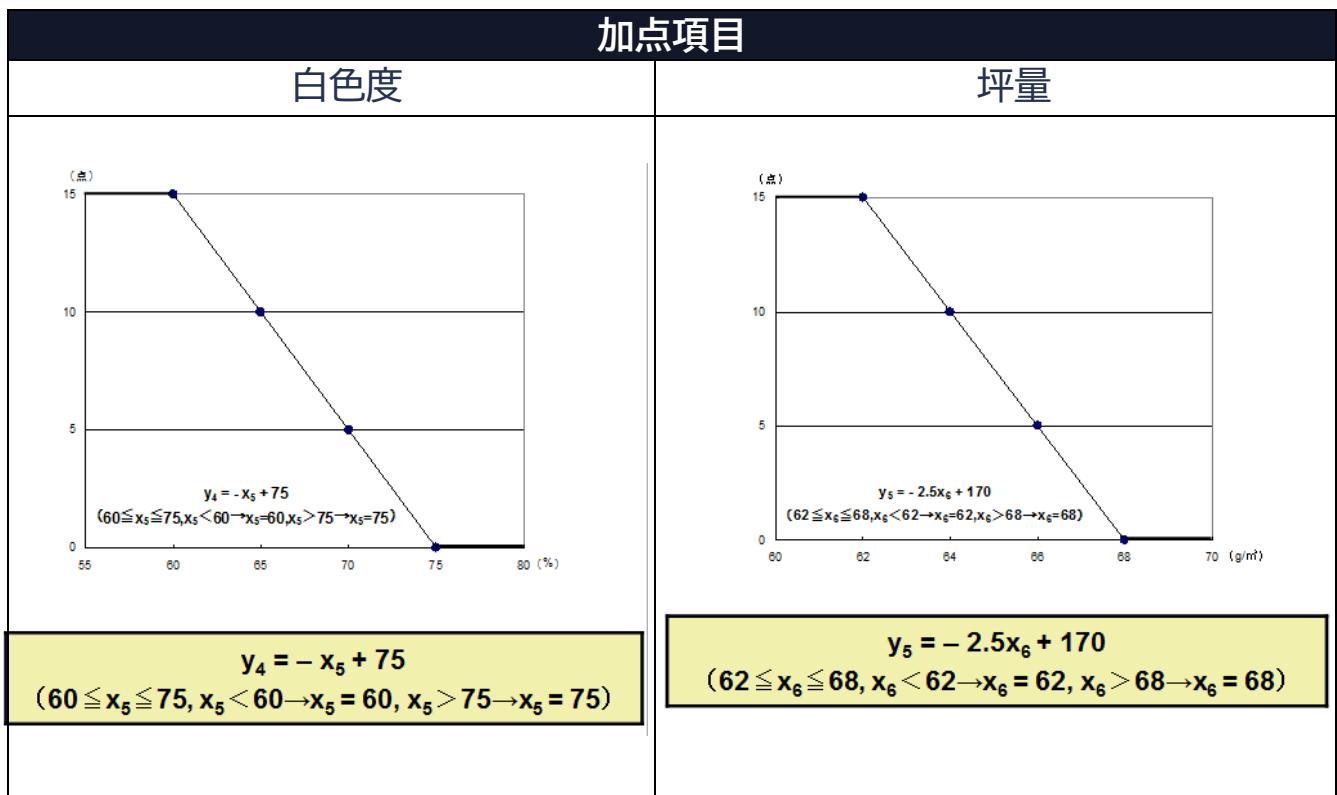
| 指標項目 | | 評価式 | 変数範囲 | 重み付け | 点数範囲 |
|------|--------------------------------|------------------------------|----------------------------|------|-----------------------|
| 基本項目 | 古紙パルプ配合率 (%) x_1 | $y_1 = x_1 - 20$ | $70 \leq x_1 \leq 100$ | 1 | $50 \leq y_1 \leq 80$ |
| | 森林認証材パルプ利用割合 (%) x_2 | $y_2 = x_2 + x_3$ | $0 \leq x_2 + x_3 \leq 30$ | 1 | $0 \leq y_2 \leq 30$ |
| | 間伐材等パルプ利用割合 (%) x_3 | | | 1 | |
| | その他持続可能性を目指したパルプ利用割合 (%) x_4 | $y_3 = 0.5 \cdot x_4$ | $0 \leq x_4 \leq 30$ | 0.5 | $0 \leq y_3 \leq 15$ |
| 加点項目 | 白色度 (%) x_5 | $y_4 = -x_5 + 75$ | $60 \leq x_5 \leq 75$ | — | $0 \leq y_4 \leq 15$ |
| | 坪量 (g/m ²) x_6 | $y_5 = -2.5 \cdot x_6 + 170$ | $62 \leq x_6 \leq 68$ | — | $0 \leq y_5 \leq 15$ |

■コピー用紙に係る総合評価値の計算式

$$Y = (y_1 + y_2 + y_3) + (y_4 + y_5) \geq 80$$

各原料の配合率・利用割合等と評価値の関連【コピー用紙】





2 印刷用紙

令和6年度の基本方針の総合評価指標は下記のとおり。

- ✧ 古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプを高く評価(重み付け 1.0)
- ✧ 管理木材パルプの評価の重み付けを「0.75」、それ以外(x5)を「0.5」
- ✧ 原料として使用できるパルプを x1~x5 の 5 種類に限定【判断の基準②を設定】
- ✧ 総合評価値80以上

印刷用紙の各原料の配合率と評価値の関連

| 基準等 | 原料となるパルプの種類 | | | | |
|------|-------------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| | 古紙パルプ (x ₁) | 森林認証材パルプ (x ₂) | 間伐材等パルプ (x ₃) | — | その他の持続可能性を目指したパルプ (x ₄) |
| 従前基準 | 古紙パルプ (x ₁) | 森林認証材パルプ (x ₂) | 間伐材等パルプ (x ₃) | — | その他の持続可能性を目指したパルプ (x ₄) |
| 改定基準 | 古紙パルプ (x ₁) | 森林認証材パルプ (x ₂) | 間伐材等パルプ (x ₃) | 管理木材パルプ (x ₄) | その他の持続可能性を目指したパルプ (x ₅) |

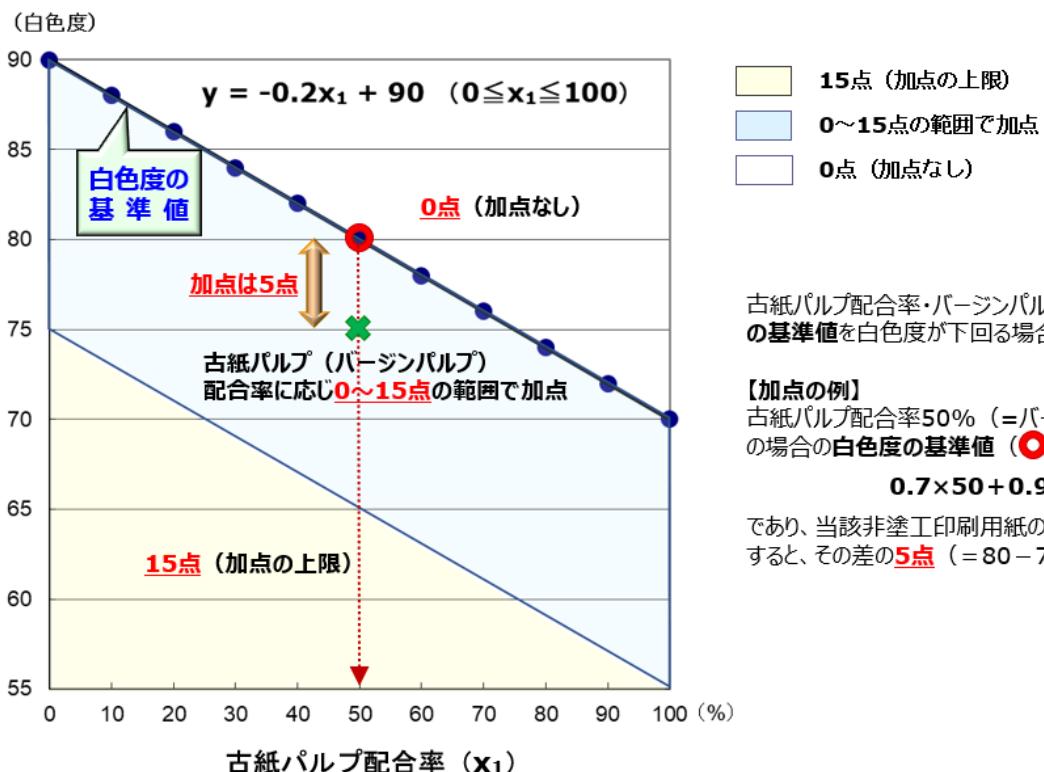
【従前基準】総合評価値 = $(x_1 - 10) + x_2 + x_3 + 0.5x_4 + \text{加点}$ ($40 \leq x_1 \leq 100$)



【改定基準】総合評価値 = $x_1 + x_2 + x_3 + 0.75x_4 + 0.5x_5 + \text{加点}$



加点項目(白色度)の算定式・加点イメージ



原料構成に対応する白色度基準値と白色度の加点(例)

| 原料構成 | | 白色度の基準値 | 製品の白色度 (%) | | | | | | | | 加点される点数 |
|----------|------------|---------|------------|----|----|----|----|----|----|----|---------|
| 古紙パルプ配合率 | バージンパルプ配合率 | | 55 | 60 | 65 | 70 | 75 | 80 | 85 | 90 | |
| 100 | 0 | 70 | 15 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 95 | 5 | 71 | 15 | 11 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 90 | 10 | 72 | 15 | 12 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 85 | 15 | 73 | 15 | 13 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 80 | 20 | 74 | 15 | 14 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 75 | 25 | 75 | 15 | 15 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 70 | 30 | 76 | 15 | 15 | 11 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 65 | 35 | 77 | 15 | 15 | 12 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 60 | 40 | 78 | 15 | 15 | 13 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 55 | 45 | 79 | 15 | 15 | 14 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 50 | 50 | 80 | 15 | 15 | 15 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 45 | 55 | 81 | 15 | 15 | 15 | 11 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 40 | 60 | 82 | 15 | 15 | 15 | 12 | 7 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 35 | 65 | 83 | 15 | 15 | 15 | 13 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 |
| 30 | 70 | 84 | 15 | 15 | 15 | 14 | 9 | 4 | 0 | 0 | 0 |
| 25 | 75 | 85 | 15 | 15 | 15 | 15 | 10 | 5 | 0 | 0 | 0 |
| 20 | 80 | 86 | 15 | 15 | 15 | 15 | 11 | 6 | 1 | 0 | 0 |
| 15 | 85 | 87 | 15 | 15 | 15 | 15 | 12 | 7 | 2 | 0 | 0 |
| 10 | 90 | 88 | 15 | 15 | 15 | 15 | 13 | 8 | 3 | 0 | 0 |
| 5 | 95 | 89 | 15 | 15 | 15 | 15 | 14 | 9 | 4 | 0 | 0 |
| 0 | 100 | 90 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 10 | 5 | 0 | 0 |

加点項目(塗工印刷用紙の塗工量)

| 用紙塗工量 | 微塗工(小) 0~10g/m ² | 微塗工(大) 10~20g/m ² | 軽量コート紙 (A3) 20~30g/m ² | コート紙(A2) 30~40g/m ² | アート紙(A1) 40g/m ² ~ |
|-------|--------------------------------|---------------------------------|---|-----------------------------------|----------------------------------|
| 加点 | 15 | 10 | 5 | 0 | 0 |

指標項目(原料パルプ)の取扱い

| 指標項目 | 原料パルプ | 重み付け | 第三者認証 | 自己適合宣言 | クレジット適用 注3 |
|----------------|-------------------|------|-----------------|----------------|---------------|
| x ₁ | 古紙パルプ | 1.0 | — | ○ | × |
| x ₂ | 森林認証材パルプ | 1.0 | ○ | × | ○ |
| x ₃ | 間伐材等パルプ | 1.0 | — | トレーサビリティ 注1 | ○ |
| x ₄ | 管理木材パルプ | 0.75 | ○ ^{注2} | × | ○ |
| x ₅ | その他の持続可能性を目指したパルプ | 0.5 | — | ○ | × |

○:必要又は運用可能 一:任意 ×:不可

- 間伐材等パルプのトレーサビリティ確認は、林野庁作成の「間伐材チップの確認のためのガイドライン(平成21年2月)」に準拠するものとする。
- 持続可能性を目指し管理されたパルプの原料となる木材は、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であることを第三者認証機関によって検証されていること。
- 森林認証材パルプ、間伐材等パルプ及び持続可能性を目指し管理されたパルプのクレジット方式については、環境省作成の「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン(平成21年2月)」に準拠したクレジット方式を採用することができる。また、森林認証材については、各制度に基づくクレジット方式により運用を行うことができる。

印刷用紙に係る用語の定義

| 用語 | 定義 |
|--|---|
| 古紙/古紙パルプ配合率 | 基本方針又は本手引きの12ページを参照 |
| 森林認証制度 | 独立した森林認証管理団体が定めた基準に基づき、第三者認証機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み |
| 森林認証材 | 森林認証制度において定める規格に基づき、第三者認証機関から認証された認証林から生産された木材 |
| 管理木材/パルプ | 森林認証材とは異なるが、森林認証制度により容認されない分類に属さない木材であって、認証取得組織間のみで取り引きされ、その適格性について第三者認証機関によって検証された木材及び当該木材を原料として使用するパルプ |
| 間伐材/間伐材等 | 森林に関する法令に基づき適切に設定された施業規範等に従い、育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて、その一部を伐採し、残存木の成長を促す作業により伐採された木材(「間伐材等」とは、間伐材又は竹) |
| 持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ(その他の持続可能性を目指したパルプ) | 次のいずれかをいう ア. 森林の有する多面的機能を維持し、森林を劣化させず、森林面積を減少させないようにするなど森林資源を循環的・持続的に利用する観点から経営され、かつ、生物多様性の保全等の環境的優位性、労働者の健康や安全への配慮等の社会的優位性の確保について配慮された森林から産出された木材に限って調達するとの方針に基づいて使用するパルプ イ. 資源の有効活用となる再・未利用木材(廃木材、建設発生木材、低位利用木材(林地残材、かん木、木の根、病虫害・災害などを受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材などの木材)及び廃植物繊維)を調達するとの方針に基づいて使用するパルプ |

■3 文具類

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(No.112)は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

次のいずれかの要件を満たすこと。

- 文具類共通基準※又は個別基準を満たすこと。
*主要材料に木質又は紙が含まれる場合(古紙パルプ配合率100%品を除く)は、合法性の確認が必要
- エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

※文具類共通基準

【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】

- プラスチック重量比で再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマ材料は20%以上)又はバイオマスプラスチックを使用

【金属を除く主要材料が木質の場合】

- 間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用

【金属を除く主要材料が紙の場合】

- 古紙パルプ配合率50%以上
- バージンパルプの合法性の担保

【大部分の材料が金属類の場合】

- 原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化
- 異種材料間の易分解性(安全性の観点から必要性のある部品を除く)

【共通基準が適用される品目】

シャープペンシル、シャープペンシル替芯、マーキングペン、鉛筆、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー(汎用型以外)、ステープラー針リムーバー、事務用修正具(液状)、製本テープ、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット(玉)、マグネット(バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース(紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OAクリーナー(液タイプ)、レターケース、マウスピッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、絵の具、墨汁、のり(液状)(補充用を含む。)、のり(澱粉のり)(補充用を含む。)、のり(固形)(補充用を含む。)、のり(テープ)、ファイル(プラ製、木製)、バインダー(プラ製、木製)、ファイリング用品、アルバム(台紙を含む。)、カードケース、パンチラベル、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザー、額縁、缶・ボトルつぶし機(手動)、名札(机上用)、名札(衣服取付型・首下げ型)、鍵かけ(フックを含む。)

| 【個別基準が適用される品目及び個別基準】 | |
|--|---|
| 品目 | 個別基準 |
| ボールペン | <ul style="list-style-type: none"> ● 共通基準に加え、芯が交換できること。 |
| OA フィルター(枠あり) | <ul style="list-style-type: none"> ● 共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用 ● 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比 50%以上使用 |
| スタンプ台、朱肉、ステープラー(汎用型)、連射式クリップ(本体)、事務用修正具(テープ)、ブックスタンド、OAクリーナー(ウェットタイプ)、メディアケース、絵筆、ファイル(紙製)、バインダー(紙製)、つづりひも、タッカラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイクルボックス、グラウンド用白線 | <p>【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生プラスチック配合率 70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は 35%以上) ※いずれもプラスチック重量比 *ステープラー(汎用型)は機構部分を除くプラスチック重量比 ● 古紙パルプ配合率 70%以上 *メディアケースについては、スリムタイプも可 *グラウンド用白線については、再生材料が 70%以上 |
| けい紙、起案用紙、ノート | <ul style="list-style-type: none"> ● 主要材料が古紙パルプ配合率 70%以上 ● 塗工されているものは塗工量が両面で 30g/m²以下。又は、塗工されている印刷用紙の判断の基準を満たす ● 塗工されていないものは、白色度が 70%程度以下 |
| クラフトテープ、両面粘着紙テープ、事務用封筒(紙製) | <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 40%以上 |
| 窓付き封筒(紙製) | <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 40%以上 ● 窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用 |
| 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) | <ul style="list-style-type: none"> ● テープ基材(ラミネート層を除くことができる)は、再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチックの使用 |
| OHP フィルム | <ul style="list-style-type: none"> ● 再生プラスチック配合率 30%以上 ● 再生プラスチック配合率 30%以上又はバイオマスプラスチックの使用(インクジェット用の場合) |
| チョーク | <ul style="list-style-type: none"> ● 再生材料 10%以上 |
| 梱包用バンド | <p>【主要材料が下記を満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 100% ● ポストコンシューマプラスチックが 25%以上 ※ PET ボトルリサイクル品は除く |
| ダストブロワー | <ul style="list-style-type: none"> ● 噴射剤にフロン類が使用されていないこと |
| テープ印字機等用力セット | <ul style="list-style-type: none"> ● 文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ➢ 消耗品が交換できることの表示 ➢ 5回以上繰り返し使用可能 ➢ 使用済み製品の回収システムの保有 ➢ 使用済み製品の部品の再資源化率 95%以上 |

| | |
|-------------|--|
| テープ印字機等用テープ | <ul style="list-style-type: none"> ● 文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ➤ テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること |
|-------------|--|

■配慮事項

- 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。
- 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 木材及びバージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。
- 間伐材、間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- プラスチック製の包装又は梱包材には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とする。
- 「主要材料」とは、製品の構成材料として、消耗部分、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料とする。
- 再生材料配合率の基準は、金属を除く主要材料に適用する。
- 「大部分の材料が金属類」とは、消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上が金属類である製品をいう。
- 「消耗部分」とは、使用することにより消耗する部分をいう。なお、消耗部分が交換可能な場合(カートリッジ等)は、交換可能な部分全てを、消耗部分が交換不可能な場合(ワンウェイ)は、当該部分(インク等)のみ当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 「粘着部分」とは、主としてラベル等に用いる感圧接着剤を塗布した面をいう。なお、粘着材及び剥離紙・剥離基材(台紙)を当該製品の再生材料の配合率を算定する分母及び分子から除く。
- 「ステープラー(汎用型)」とは、10号のつづり針を使用するハンディタイプのものをいう。それ以外を「ステープラー(汎用型以外)」とし、針を用いない方式のものを含む。
- 「ファイル」とは、おおむね記録済みの文書をとじ、又は、はさみ入れて整理・保管することのできる表紙をいう(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キヤップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)。
- 「バインダー」とはおおむね未記録のとじ穴のある用紙(ルーズリーフ、帳票等)を挿入し、記録できる、とじ具付き表紙(MPバインダー、リングバインダー等)をいう。
- 「ファイリング用品」とは、ファイル又はバインダーに補充し用いる背見出し、ポケット、仕切紙をいう。
- 「メディアケース」の対象は、CD、DVD及びBD用とする。
- 「古紙パルプ配合率」「再生プラスチック」「ポストコンシューマ材料」「地球温暖化係数」の定義はp.12「用語の定義」を参照。
- 古紙の定義等については、p.16に記載。
- ダストブロワーの「フロン類」とは、フロン排出抑制法第2条第1項に定める物質をいい、対象となる物品は、同法第2条第2項の指定製品である。

【基準の解説】

- 基本方針文具類共通の判断の基準⑤の「エコマーク」認定基準とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、No.112「文具・事務用品 ver2」に係る認定基準をいう。なお、文具類の特定調達品目のうち、エコマーク認定基準を満たす製品については、No.112「文具・事務用品 ver2」における各主要材料の基準を満たす場合には、エコマーク認定の対象となることから、備考 10 に示す主要材料の定義によらず判断の基準を満たすものとみなす。
- 文具類において個別基準又は配慮事項を定めている場合は、共通事項に代えて個別事項を適用する。大部分の材料が金属類に該当する場合は、共通基準を適用する。共通事項又は個別事項を満たすよう定められている品目もある。
- 塗工されている印刷用紙の判断の基準は、基本方針「2. 紙類」の「塗工されている印刷用紙」による。
- ダストブロワーの判断の基準に適合する物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HFO-1234ze)等。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- バイオマスプラスチックは、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 文具類共通の判断の基準④アの設計に係る原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化は、自社の同等の機能を有する従来品と比較して削減等がなされている又は自社で定めた製品のうち、同等の機能を有する製品との比較において、重量原単位が削減されることを求めている。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【既存のラベル等との対応】

- エコマークの No.112「文具・事務用品」の認定品は、グリーン購入法に適合する。

【参考情報】

- 一般社団法人全日本文具協会 「グリーン購入法<文具類>の手引き」を公表。
→ <https://www.zenbunkyo.jp/>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 日本筆記具工業会
→ <https://www.jwima.org/top.html>
- 日本ファイル・バインダー協会「ファイル・バインダー選びの基礎知識」
→ <https://www.j-fba.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 当該年度に調達される品目の点数をカウントする。
- 調達実績集計表には、罫紙・起案用紙は 2 品目の合計を入力する。

調達のポイント

- エコマークのついた製品を購入しましょう。
- (一社)全日本文具協会の「グリーン購入法<文具類>の手引き」では、特定調達品目となる範囲等について製品例などが記載されています。

■4 オフィス家具等

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク(No.130)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

JOIFA グリーンマーク



*JOIFA グリーンマーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

いす
机
棚
収納用什器(棚以外)
ローパーティション
コートハンガー
傘立て
掲示板
黒板
ホワイトボード
個室ブース
ディスプレイスタンド

【オフィス家具等 12 品目共通】

- 主要材料ごとに定められた判断の基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。保守部品又は消耗品が製造終了後 5 年以上の要件については、主要材料の種類を問わず全品目に適用。

1-1 大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち収納庫・棚

- 棚板の機能重量が 0.1 以下(棚板のあるもの)
- 単一素材分解可能率が 90% 以上
- リデュース、リサイクルに配慮された設計

1-2 大部分の材料が金属類の棚、収納用什器のうち、棚板のないもの及びディスプレイスタンド

- 単一素材分解可能率が 90% 以上
- リデュース、リサイクルに配慮された設計

3. 主要材料がプラスチックのもの

- 再生プラスチックがプラスチック重量比 10% 以上又はバイオマスプラスチックが 25% 以上かつバイオベースポリマー含有率が 10% 以上

4. 主要材料が木材のもの

- 間伐材、端材等の再生資源又は合法材
※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。
- ホルムアルデヒドの放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2\text{ h}$ 以下

5. 主要材料が紙のもの

- 古紙パルプ配合率 50% 以上
- バージンパルプの合法性の担保

■配慮事項

- 長期間の使用が可能な設計、再使用、再生利用が容易になるような設計であること。特に金属部分については、製品の長寿命化、省資源化又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。また、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 「大部分の材料が金属類」とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをいい、当該判断の基準は棚、収納用什器、ディスプレイスタンドに適用される。棚板の機能重量の基準は、収納庫及び書架・軽量棚・中量棚の棚板に適用される。
- 主要材料とは、製品の構成材料(紙材、木質材、プラスチック材)が製品重量の50%以上を占める材料。ただし、各々の構成材料が50%に満たない場合には紙、木質、プラスチックの3つの材料のうち、最も質量割合が高い材料をいう。
- 「ホワイトボード」とは、黒板以外の各種方式の筆記ボードをいう。
- 「古紙パルプ配合率」「再生プラスチック」「地球温暖化係数」の定義はp.12「用語の定義」を参照。
- 古紙の定義等については、p.16に記載。
- 個室ブースは、Web会議等を行うスペースとして利用するための、ドア及び天井で囲われた移動や移設が可能なブースをいう。詳細は、JOIFA発行の「グリーン購入法の手引」を参照。
- ディスプレイスタンドは、ディスプレイを固定する機能を有する、自立する家具をいう。詳細は、JOIFA発行の「グリーン購入法の手引」を参照。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO14040及び14044)、カーボンフットプリントガイドライン(令和5年5月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2.参考資料」を参照。
- 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、Jクレジット、JCM、地域版Jクレジット等、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジットを調達し、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガスがオフセットされた製品をいう。適用するクレジットは今後拡大する等の検討を行うこととしている。

【基準の解説】

- バイオマスプラスチックは、ライフサイクルアセスメント等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。含有率基準値は、主要材料がプラスチックである製品中のプラスチック重量の25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。
- 機能重量とは、棚板の重さ当たりの耐荷重をいう。

$$\text{棚板重量(kg)} \div \text{棚耐荷重(kg)} = <0.1$$
- 単一素材分解可能率とは、製品の部品数のうち、単一素材まで分解可能な部品数の割合。

$$\text{単一素材分解可能率(%)} = \text{単一素材まで分解可能な部品数} / \text{製品部品数} \times 100$$
- バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2又はASTM D 6866に規定される¹⁴C法によるバイオベース炭素含有率の値及び成分組成を用い、ISO16620-3に規定される方法により算出すること。巻末の「2.参考資料」を参照。
- 合法木材の利用の推進については、巻末の「2.参考資料」を参照。

【試験・検証方法】

- ホルムアルデヒドの放散速度については、JIS S 1031「オフィス用机・テーブル」に適合するもの、JIS S 1032「オフィス用いす」に適合するもの、JIS S 1039「書架・物品棚」に適合するもの、及びJIS S 1033「オフィス用収納家具」に適合するものは基準を満たす。なお、日本農林規格において放散速度が規定されている木質材料については、F★★★★の基準値以下のものが基準を満たす。

【既存のラベル等との対応】

- エコマークのNo.130「家具」の認定品は、グリーン購入法に適合する。
- JISマーク製品は、木質に係るホルムアルデヒド放散速度の基準を満たす。
- JOIFAグリーンマーク製品は、グリーン購入法の基準を満たしている。

【参考情報】

- 一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA) グリーン購入法への対応
→<https://www.joifa.or.jp/useful/eco.html>
- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→<https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- 集計の対象範囲となる製品は、いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、及び個室ブースについては、木製、プラスチック製、紙製の製品とし、棚、収納用什器及びディスプレイスタンドについては、木製、プラスチック製、紙製の製品に加え、大部分の材料が金属類である製品も含まれる。

調達のポイント

- エコマーク認定製品があるものについては、優先して購入しましょう。
- 日本オフィス家具協会(JOIFA)が認定するグリーンマークがついている製品は、グリーン購入法の基準を満たします。JOIFA の「グリーン購入法の手引」には、特定調達品目となる範囲等について製品例などが記載されています。
- 家具については、修繕可能なものを選択し、長期使用に努めましょう。また、耐久性を確認の上、可能な限り軽量なものを調達することは使用材料の削減の観点から有効です。

■ 5 画像機器等

□ コピー機等、プリンタ等、ファクシミリ、スキャナ

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク(No.155)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

国際エネルギーestarプログラム(エネスタ)



*国際エネルギープログラムの画像機器(Ver.3.0)適合機種は、グリーン購入法の消費電力に係る判断の基準を満たしています。(コピー機、リユース機、プロ用機器は、Ver.2.0を適用)

■ 特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|---------|--|
| コピー機 | 共通基準を満たすことに加えて、品目ごとの個別基準を満たすこと。 【共通基準】 基準値1は下記の1～5の要件、基準値2は下記の2～5の要件を満たすこと。 1. 定量的環境情報(カーボンフットプリント)の開示 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 製品の回収・リサイクルシステムの保有等 4. 少なくとも25gを超える再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用(資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用) 5. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 【個別基準】 ○複合機 国際エネルギーestarプログラム適合(Ver.3.0) ※基本方針の表2-1～表5は、国際エネルギーestarプログラム(Ver.3.0)の基準。 ※リユースに配慮した複合機及びプロ用複合機については、経過措置適用によりVer.2.0を満たすことでのい(表6-1及び表6-2)。 ○コピー機・拡張性のあるデジタルコピー機 国際エネルギーestarプログラム適合(Ver.2.0) ※基本方針の表1-1～表1-3は、国際エネルギーestarプログラム(Ver.2.0)の基準 |
| プリンタ | 1. 国際エネルギーestarプログラム適合(Ver.3.0) |
| プリンタ複合機 | 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 3. 少なくとも部品の一つへの再生プラスチック又は再使用プラスチック部品の使用(インパクト方式の機器には非適用) 4. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 |
| ファクシミリ | 1. 国際エネルギーestarプログラム適合(Ver.2.0) 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 |
| スキャナ | ア. 国際エネルギーestarプログラム適合(Ver.3.0) イ. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表 |

■配慮事項

- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること(コピー機等 3 品目に適用)。
- 電池には、カドミウム化合物、鉛化合物、水銀化合物が含まれないこと。
- 部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 希少金属類を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること(コピー機等に適用)。
- 一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること(プリンタ等、ファクシミリに適用)。
- プラスチック部品が使用される場合には再生プラスチックが可能な限り使用されていること(ファクシミリに適用)。
- 紙の使用量を削減できる機能を有すること(コピー機等、プリンタ等に適用)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- <コピー機>紙などの画像原本からハードコピーの印刷物の生成を唯一の機能とする画像機器。
- <複合機>コピー機能に加え、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち 1 以上の機能を持つ機器。
- <拡張性のあるデジタルコピー機>コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器。
- <リユースに配慮したコピー機(リユース機)>コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機の対象は、新造機及びリユース機とする。リユース機には、再生型機と部品リユース型機がある。
- ・「再生型機」とは、使用済みの製品を部分分解し、再使用できない一部の部品を交換して組み立てた製品。
 - ・「部品リユース型機」とは、使用済みの製品を全分解し、再使用できる部品を使用して再度組み立てた製品。
- <プリンタ複合機>プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、1 以上の機能を有する(合わせて 2 以上)機器をいう。「複合機」は複写機由来、「プリンタ複合機」はプリンタ由来でベースとなる機器で判別できる。

【基準の解説】

- 消費電力に係る判断の基準については、複合機、プリンタ、プリンタ複合機及びスキャナは、国際エネルギー省エネルギー評議会 Ver.3.0 の基準が適用される。コピー機、拡張性のあるデジタルコピー機、プロ用複合機、プロ用プリンタ、プロ用プリンタ複合機、リユースに配慮したコピー機等、ファクシミリについては、国際エネルギー省エネルギー評議会 Ver.2.0 の基準が適用される。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、J クレジット、JCM、地域版 J クレジット等、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジットを調達し、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガスがオフセットされた製品をいう。適用するクレジットは今後拡大する等の検討を行うこととしている。
- コピー機等、プリンタ等の配慮事項の紙の使用量を削減できる機能には、ページ集約印刷(2in1、4in1 など)、文書蓄積型印刷等がある。
- コピー機等における再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品に係る判断の基準については、資源有効利用促進法の特定再利用業種に該当する機器に適用する。特定再利用業種には、複写機の製造業(その事業年度における複写機の生産台数が一千台以上のメーカー)が該当する。
- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの 6 物質をいう。詳細は、巻末「2. 参考資料」を参照。

- 本体の消耗品としてトナー容器単体又はインク容器単体を使用する製品の場合、トナーの化学安全性が確認されているもの又はインクの化学安全性が確認されているものは、特定調達物品等と同等の扱いとする（基本方針のコピー機等の備考 14）。

【試験・検証方法】

- 消費電力の測定方法については、該当する国際エネルギーestarプログラムの制度運用細則による。

【既存のラベル等との対応】

- 消費電力の基準については、国際エネルギーestarプログラムロゴにより確認ができるが、消費電力以外の項目の適合については、別途確認が必要。

【参考情報】

- エコマーク事務局（エコマーク認定商品検索サイト）
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 国際エネルギーestarプログラムについて
→ <https://www.energystar.go.jp/about.html>
- 国際エネルギーestar登録製品検索
→ https://www.energystar.go.jp/pub_products/

調達実績のカウントに係る留意点

- 購入、リース・レンタル（新規）、リース・レンタル（継続）を分けて集計する。
- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。
- 保守契約を含む機器の調達は、役務の「印刷機能等提供業務」の判断の基準が適用されるため、役務としてカウントする。
- 現在、物品として機器を継続リース・レンタルしている場合は、保守契約を含む場合であっても契約期間が終了するまでは、引き続き物品の継続リース・レンタルとしてカウントする。

調達のポイント

- エコマーク認定品、国際エネルギーestarプログラムロゴのついた製品を調達しましょう。
- 用途上支障がない場合は、リユースに配慮したコピー機を調達しましょう。
- コピー機等のリユース機については、使用済みの製品の回収までに相当程度期間を要し、安定的な製品供給が保証されない場合があるため、入札にあたっては、リユース機であること及び特定の化学物質の要件を併記し、いずれか一項のみを調達要件とすることはしないようにしましょう。
- 複合機やプリンタについては、用紙の削減機能だけでなく、トナーを削減する機能、特殊なトナー（インク）で印刷した文字を消す機能、環境貢献度の情報を表示し「見える化」する機能などが付加された製品もあります。
- コピー機等、プリンタ等を調達する際に、役務の「印刷機能等提供業務」として発注することにより、適切な設置台数や製品仕様、用紙やインクの削減等の基準が適用されることから、保守業務を含む場合には、役務の「印刷機能等提供業務」として調達しましょう。
- 資源エネルギー庁 HP の「省エネ性能能力タログ電子版」では、省エネ性能の優れた製品の情報が掲載されています。

□プロジェクト

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.145)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|------|-------------------|-------------------|-----|---------------------|-----|---------------------|------|---------------------|
| プロジェクト | ○次の1又は2のいずれかの要件を満たすこと。 | | | | | | | | | |
| | 1. 次の要件を満たすこと。 | | | | | | | | | |
| | ア. 製品本体の重量が、下記の基準値以下であること。 | | | | | | | | | |
| | 光源 | タイプ | 5000lm 未満(単位:kg) | 5000lm 以上(単位:kg) | | | | | | |
| | 固体光源以外 | 一般品 | 0.0012×lm×1.0×1.0 | 0.0030×lm×1.0×1.0 | | | | | | |
| | | 短焦点 | 0.0012×lm×1.2×1.0 | 0.0030×lm×1.2×1.0 | | | | | | |
| | | 超短焦点 | 0.0012×lm×1.5×1.0 | 0.0030×lm×1.5×1.0 | | | | | | |
| | 固体光源 | 一般品 | 0.0012×lm×1.0×2.0 | 0.0030×lm×1.0×2.0 | | | | | | |
| | | 短焦点 | 0.0012×lm×1.2×2.0 | 0.0030×lm×1.2×2.0 | | | | | | |
| | | 超短焦点 | 0.0012×lm×1.5×2.0 | 0.0030×lm×1.5×2.0 | | | | | | |
| イ. 消費電力が、下記の基準値以下であること。 | | | | | | | | | | |
| 【固体光源以外(単位:W)】 | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般品</td><td>0.070×lm×1.0×1.0+85</td></tr> <tr> <td>短焦点</td><td>0.070×lm×1.1×1.0+85</td></tr> <tr> <td>超短焦点</td><td>0.070×lm×1.2×1.0+85</td></tr> </tbody> </table> | | | | | 一般品 | 0.070×lm×1.0×1.0+85 | 短焦点 | 0.070×lm×1.1×1.0+85 | 超短焦点 | 0.070×lm×1.2×1.0+85 |
| 一般品 | 0.070×lm×1.0×1.0+85 | | | | | | | | | |
| 短焦点 | 0.070×lm×1.1×1.0+85 | | | | | | | | | |
| 超短焦点 | 0.070×lm×1.2×1.0+85 | | | | | | | | | |
| 【固体光源(LED、レーザー等)(単位:W)】 | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tbody> <tr> <td>一般品</td><td>0.070×lm×1.0×1.5+85</td></tr> <tr> <td>短焦点</td><td>0.070×lm×1.1×1.5+85</td></tr> <tr> <td>超短焦点</td><td>0.070×lm×1.2×1.5+85</td></tr> </tbody> </table> | | | | | 一般品 | 0.070×lm×1.0×1.5+85 | 短焦点 | 0.070×lm×1.1×1.5+85 | 超短焦点 | 0.070×lm×1.2×1.5+85 |
| 一般品 | 0.070×lm×1.0×1.5+85 | | | | | | | | | |
| 短焦点 | 0.070×lm×1.1×1.5+85 | | | | | | | | | |
| 超短焦点 | 0.070×lm×1.2×1.5+85 | | | | | | | | | |
| ※ $\phi=lm$ (ルーメン)、 α 、 β は係数 | | | | | | | | | | |
| ウ. 待機時消費電力が 0.4W 以下であること(ネットワーク待機時は適用外) | | | | | | | | | | |
| エ. 光源ランプに水銀を使用している場合は、水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法等に関する情報提供がなされていること、かつ、使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 | | | | | | | | | | |
| オ. 保守部品又は消耗品の供給期間は、製品製造終了後 5 年以上であること。 | | | | | | | | | | |
| カ. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり含有情報が公表されていること。 | | | | | | | | | | |
| 2. エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。 | | | | | | | | | | |

■配慮事項

- 光源ランプの交換時期が 3,000 時間以上であること。
- 可能な限り固体光源ランプが使用されていること。
- 可能な限り低騒音であること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 回収、再使用又は再生利用及びリサイクルされない部品の適正処理のシステムがあること。
- 長寿命化・省資源化、部品の再使用、リサイクル設計がなされていること。
- ハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること(筐体部分)。

- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- マニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- ・会議室、教室、講堂等で使用する機器が対象(令和6年度より5000lm以上の機器も対象)。

【基準の解説】

- ・待機時消費電力の基準は、AC遮断装置付及び主として携帯目的の軽量型の製品には適用しない。
- ・「短焦点プロジェクタ」は1m以内の距離で横幅1.2m以上のスクリーンに投写できるプロジェクタ、「超短焦点プロジェクタ」は0.5m以内の距離で同様に投写できるプロジェクタである。
- ・特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- ・プロジェクタの明るさを示す単位として、ANSI(American National Standards Institute)が定めた規格がANSIルーメンであり、一般的にルーメンと表記されている。
- ・ルーメンとは、プロジェクタから投写されたスクリーン面を9分割し、各面の中心部の明るさを平均した数値で表す。ルーメンの数値が大きいほど投写画面は明るくなる。
- ・定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及び14044)、カーボンフットプリントガイドライン(令和5年5月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- ・光源ランプの交換時期」とは、適正なランプ交換を促すための目安の時間であり保障値ではない。
- ・短焦点・超短焦点プロジェクタは、大きなレンズ・ミラーを使い近くから投影するために重量が増えることから、製品重量の基準に緩和措置を設定している。また、スクリーン面に急角度で投写することにより明るさが減少するため、ランプを高出力化する必要があり消費電力が増加することから、消費電力の基準に緩和措置を設定している。
- ・水銀使用の抑制のため、LED、レーザー等の固体光源を用いたプロジェクタの使用を推進する観点から、製品本体重量及び消費電力の基準に緩和措置を設定している。

【既存のラベル等との対応】

- ・エコマーク認定品(No.145)は判断の基準を満たしている。

【参考情報】

- ・エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- ・プロジェクタは、購入、リース・レンタル(新規)、リース・レンタル(継続)を分けて集計する。
- ・年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。
- ・複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

調達のポイント

- ・使用場所、対象人数などを勘案して、必要な明るさ・解像度の製品を選択しましょう。
- ・光源ランプについては、水銀を使用せず長時間使用可能なLEDやレーザー、LED/レーザーハイブリッド型の製品の調達を検討しましょう。
- ・マニュアルなどは、共有化するなどして削減しましょう。

□トナーカートリッジ、インクカートリッジ

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No132,142)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|------------------------|--|
| トナーカートリッジ インクカートリッジ | <p>以下の1又は2のいずれかを満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下のア～キの基準を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 使用済カートリッジの回収システムがあること。 イ. 回収部品の再使用・マテリアルリサイクル率が下記の基準を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・トナーカートリッジ:50%以上 ・インクカートリッジ:25%以上 ウ. 回収部品の再資源化率が95%以上であること。 エ. 回収部品のうち、再利用できない部分は減量化等した上で適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ. トナー又はインクの化学安全性が確認されていること。 カ. 特定調達物品の使用が可能であること。 キ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を含まないこと（トナーカートリッジに適用）。 2. エコマーク認定基準を満たすこと、又は同等のものであること。 |
|------------------------|--|

■配慮事項

- 回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること（クローズドリサイクルシステム）（トナーカートリッジに適用）。
- 各種システムの構築及び再資源化率を証明できる書類を備えていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 新品(純正メーカー品)及び再生品(リユース品)が対象。
- トナー容器単体で構成される製品は対象外としているが、調達時にプリンタ本体機器に装着されている場合は対象となる。
- インク容器単体で構成される製品はインクカートリッジには含まれないものとする。

【基準の解説】

- 「新品トナー/インクカートリッジ」は、本体機器メーカーによって製造又は委託製造されたものをいう。
- 「再生トナー/インクカートリッジ」は、使用済カートリッジにトナー又はインクを再充填し、必要に応じて消耗部品を交換し、再生カートリッジであるとの表記をされたものをいう。
- 「再使用・マテリアルリサイクル率」とは、使用済みとなって排出され、回収されたカートリッジ等の質量のうち、再使用又はマテリアルリサイクルされた部品質量の割合をいう。ただし、「回収されたカートリ

ッジ等」の対象から、ウェブサイト又はカタログ等において回収対象外として公表しているカートリッジ等は除く。

- 「回収システムがあること」とは、次の要件を満たすことをいう。
 - 回収ルートが構築されている(共同回収も含む)
 - カートリッジ本体に、製品名及び事業者名(ブランド名)が記載されている
 - 取扱説明書又はウェブサイトに、回収方法、回収窓口が記載されている
- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク認定品(トナーカートリッジはNo.132、インクカートリッジはNo.142)はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→<https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、補充用の消耗品として調達するものが対象となり、コピー機やプリンタ等の機器の購入時に装着又は付属しているものは含まない。

調達のポイント

- 高い画質が必要な場合、長期間保存する場合などは、発色や耐久性等を確認した上で調達しましょう。
- 使用済みカートリッジは、必ずメーカー又は再生カートリッジメーカーにより再資源化が図られるよう、回収に協力しましょう。
- フリーライド(再生カートリッジ業者等が、市場から回収したカートリッジ等のうち、再生カートリッジとして利用可能なものは自社で利用し、自社で利用できないものを純正カートリッジメーカーの回収センターに送る)の事例があるため、適正な納入業者の選定に充分留意しましょう。

参考

「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」について

使用済みインクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するため、プリンターメーカー(ブラザー、キヤノン、エプソン、日本HPの4社)は、使用済みカートリッジを共同で回収しています。回収箱は全国約3,600の郵便局、および一部の自治体の施設などに設置しています。回収後はメーカーごとに仕分けを行い、各メーカーが責任を持ってリサイクルします。回収対象は、プリンターメーカー4社の純正品です。

仕分け拠点には、障がいの方々が多く働く企業を選定しており、障がい者雇用支援の一助となっています。

- 「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」ホームページはこちら

<http://www.inksatogaeri.jp/>

※回収箱を設置している郵便局や地方公共団体施設が検索できます。

- 再生カートリッジメーカーによる使用済カートリッジの回収も個別に実施されています。

(株)エコリカ」回収ボックスに関する情報はこちら

http://ecorica.jp/ink/ap_cb01.html



詳細情報

■カートリッジ等の対象範囲■**【トナーカートリッジ】**

グリーン購入法の対象となる「トナーカートリッジ」とは、電子写真方式を利用したコピー機、プリンタ及びファクシミリ等の機器に使用されるトナーを充填したトナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせて構成されるものです。現像ユニット及び感光体から構成されるカートリッジについては、トナー容器とのセット販売品に限り対象とし、トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品はトナーカートリッジには含まないこととしています。

| 対象 | 対象外 | |
|--|---|--|
| トナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせたもの | トナー容器単体 | 感光体単体 |
|  |   |  |

【インクカートリッジ】

グリーン購入法の対象となる「インクカートリッジ」は、インクを充填したインクタンク及び印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジです。ユーザが容器にインクを補充するタイプのもの(インク容器単体)は、インクカートリッジには含まないこととしています。

下記のタイプは対象外

| 対象外製品の例 (インク容器単体) | 対象外製品の使用例 |
|---|--|
|  |  |

画像提供:一般社団法人電子情報技術産業協会

■6 電子計算機等

□電子計算機

| 参考となる環境ラベル等 | | |
|---------------------------|---|--|
| エコマーク |  | *エコマーク(No.119)認定品は、グリーン購入法に適合しています。 |
| 国際エネルギースター プログラム(エネスタ) |  | *電子計算機(クライアント型)については、国際エネルギースタープログラムのコンピュータ Ver.8.0 以上に適合する機種は、電子計算機の消費電力に係る判断の基準を満たしています。 |
| 省エネ ラベリング制度 |  | *電子計算機(サーバ型、クライアント型)については、省エネラベルの緑色のマークの製品は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。 |

■特定調達品目及びその判断の基準

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| 電子計算機 | 1. エネルギー消費効率が、下記を満たすこと。 | | | |
| | <p><u>【サーバ型電子計算機】</u> 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成)</p> <p><u>【クライアント型電子計算機】</u> 下記のいずれかを満たすこと。</p> <p>ア. 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) イ. 国際エネルギースタープログラム(Ver.8.0 以上)の基準を満たすこと</p> | | | |
| | 区分 | 対象 | エネルギー消費効率基準値 (省エネ法) | エネルギー消費効率基準値 (エネスタ) |
| | サーバ型 | ネットワークを介してサービス等を提供するために設計されたもの |  表1 | — |
| | クライアント型 | サーバ型以外のもの 【デスクトップ、ノートブック、省スペース型デスクトップ、ネットブック等】 |  表2 |  Ver.8.0 以上 基本方針の表は 3-1~3-8 に対応 |
| ※ 表1及び表2は、基本方針の「電子計算機」の表番号を指します。 | | | | |
| 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること。 | | | | |

| | |
|--|---|
| | <p>3.搭載機器・機能の簡素化がなされていること(一般行政事務用ノートPCに適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 内蔵モデム、CD/DVD、BDドライブ等は非搭載(カスタマイズ可能)であること。 ➤ USBインターフェースが2つ以上あること。 ➤ 赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PCカード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。 <p>4.少なくとも筐体又は部品の一つに、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックが使用される場合に適用)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 本体機器に付属するACアダプタ等を含む。サーバ型電子計算機には適用しない。 |
|--|---|

■配慮事項

- 長寿命、省資源、再生利用しやすい設計であること。
- バッテリの駆動時間が必要以上に長くないこと(一般行政事務用ノートPCに適用)。
- 再使用部品が可能な限り使用されていること。
- 再生プラスチック、バイオマスプラスチックが可能な限り高い配合率で使用されていること。
- 再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。
- マニュアルやリカバリCDが削減されていること。
- 簡易包装、包装材の回収及び再利用システムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 対象機種は、適用する基準(省エネ法又は国際エネルギー ستーブログラム)の対象範囲と同一とする。ノートPCにはスレートPC、2in1PCを含む。タブレットPC等は対象に含まれない。
- 「一般行政事務用ノートPC」とは、行政事務用として使用するノートパソコンであって、モバイル用を除く。
- 備考16の「本体機器」とは、電気・電子機器の中で、その機能を発揮する上で不可欠であって基本となるものをいう。判断の基準⑤の筐体又は部品には、ケーブル、付属のCD等は含まない。

【基準の解説】

- エネルギー消費効率の基準は、省エネ法トップランナー基準(100%以上達成)、国際エネルギー ستーブログラム(Ver.8.0以上)のいずれかの基準を満たすこと。
- 筐体又は部品の一つ以上への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用に係る判断の基準については、令和4年度からシンクライアントにも適用する。
- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。詳細は、巻末の「2.参考資料」を参照。
- バッテリの駆動時間については、停電等の緊急時に安全にコンピュータの電源をシャットダウンする時間(30分程度)が確保されていればよい。

【試験・検証方法】

- エネルギー消費効率又は消費電力の測定方法については、省エネ法のエネルギー消費効率の測定方法又は国際エネルギー ستーブログラムの制度運用細則による。

【既存のラベル等との対応】

- 消費電力の基準については、省エネラベリング制度又は国際エネルギー ستーブログラムロゴにより確認ができるが、その他の項目の適合については、別途確認が必要。
- パーソナルコンピュータに係る特定の化学物質の含有率基準への適合は、J-MOSSグリーンマークにより確認が可能。詳細は、巻末の「2.参考資料」を参照。

調達実績のカウントに係る留意点

- 電子計算機は、サーバ型、クライアント型(デスクトップ、ノートブック、その他)の区分で、それぞれ購入、リース・レンタル(新規)、リース・レンタル(継続)を分けて集計する。
- リース・レンタル(継続)は新たに契約を締結する場合で、それ以前と同じ契約を締結する場合に計上する。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

調達のポイント

- 省エネ基準達成率がより高いものを選択しましょう。
- 搭載機器・機能の簡素化は、省資源、省エネの観点から設定された基準です。調達に当たっては、使用目的・業務内容を十分勘案し、必要な機器・機能のみを要件とするようにしましょう。
- 特定の化学物質の含有情報を当該物品の廃棄時まで管理・保管するようにしましょう。
- マニュアルやリカバリ CD 等は、共有するなどして、削減に取り組みましょう。

□磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア

■特定調達品目及びその判断の基準

| 磁気ディスク装置 |   省エネラベリング制度 | <p>1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率が下記の区分ごとの達成率基準値を満たすこと</p> <p>*省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断の基準を満たしています。</p> <p>*磁気ディスク装置 1台当たりのディスクドライブ搭載が12台以上のものは、基準を緩和しています。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">区分</th><th rowspan="2">基準エネルギー消費効率又は算定式</th><th rowspan="2">トップランナー基準達成率</th></tr> <tr> <th>ディスクドライブ搭載数</th><th>外形寸法</th><th>ディスク枚数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1台</td><td rowspan="3">—</td><td>1枚</td><td>$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>2枚又は3枚</td><td>$E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>4枚以上</td><td>$E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$</td><td>100%</td></tr> <tr> <td>2台以上11台以下</td><td>—</td><td>—</td><td>$E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$</td><td>100%</td></tr> <tr> <td rowspan="8">12台以上</td><td>3.5型を含む構成</td><td>—</td><td>0.00213</td><td>80%</td></tr> <tr> <td>2.5型のみの構成</td><td>—</td><td>$E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$</td><td>50%</td></tr> </tbody> </table> | | | | | 区分 | | | 基準エネルギー消費効率又は算定式 | トップランナー基準達成率 | ディスクドライブ搭載数 | 外形寸法 | ディスク枚数 | 1台 | — | 1枚 | $E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$ | 100% | 2枚又は3枚 | $E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$ | 100% | 4枚以上 | $E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$ | 100% | 2台以上11台以下 | — | — | $E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$ | 100% | 12台以上 | 3.5型を含む構成 | — | 0.00213 | 80% | 2.5型のみの構成 | — | $E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$ | 50% |
|-------------|---|--|--|--------------|--|--|----|--|--|------------------|--------------|-------------|------|--------|----|---|----|---------------------------------------|------|--------|---------------------------------------|------|------|---------------------------------------|------|-----------|---|---|---------------------------------------|------|-------|-----------|---|---------|-----|-----------|---|--|-----|
| 区分 | | | 基準エネルギー消費効率又は算定式 | トップランナー基準達成率 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ディスクドライブ搭載数 | 外形寸法 | ディスク枚数 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1台 | — | 1枚 | $E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 30.8)$ | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2枚又は3枚 | $E = \exp(2.98 \times \ln(N) - 31.2)$ | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 4枚以上 | $E = \exp(2.11 \times \ln(N) - 23.5)$ | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2台以上11台以下 | — | — | $E = \exp(1.56 \times \ln(N) - 17.7)$ | 100% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12台以上 | 3.5型を含む構成 | — | 0.00213 | 80% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2.5型のみの構成 | — | $E = \exp(0.952 \times \ln(N) - 14.2) / 0.5$ | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>1. 国際エネルギーestarプログラム基準適合(Ver.8.0)</p> <p>*国際エネルギーestarプログラム基準適合機種は、消費電力に係る判断の基準を満たしています。</p> <p>2. 特定の化学物質が含有率基準値以下かつ、含有情報の公表</p> <p>3. 動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に復帰</p> <p>*エコマーク認定品(No.119)は、グリーン購入法に適合しています。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <p>1. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上又は古紙パルプ配合率70%以上</p> <p>*エコマーク認定品(No.112)は、グリーン購入法に適合しています。</p> <p>2. スリムタイプ又はスピンドルタイプ</p> <p>3. バイオマスプラスチックの使用</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| |  | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

■配慮事項

<磁気ディスク装置、ディスプレイ>

- 回収、再使用、再生利用、適正処理のシステムがあること。
- 部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用部品、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
- 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと(磁気ディスク装置に適用)。
- プラスチック製の梱包又は包装への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用(磁気ディスク装置に適用)。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること(ディスプレイに適用)。

<記録用メディア>

- 原料の原木は持続可能な森林から産出されたものであること(間伐材又は再生資源を除く)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

<磁気ディスク装置>

- 省エネ法の2023年度目標年度のトップランナー基準対象機種を対象とする。

<ディスプレイ>

- 対象機器は国際エネルギースタープログラムと同様であり、コンピュータモニタ及びサイネージディスプレイ(タイルドディスプレイを含む)とする。コンピュータモニタは、卓上での使用を基本とし、かつ、一人が見ることを想定したものであり、サイネージディスプレイは、通常、卓上の使用を基本とせず、かつ、複数の人が見ることを想定したものであって、次の①から⑤の要件のうち、3つ以上を満たすものとする。
 - ① 対角線画面サイズが30インチを超えるもの
 - ② 最大公表輝度が1平方メートル当たり400カンデラ($400\text{cd}/\text{m}^2$)を超えるもの
 - ③ 素密度が1平方インチ当たり7,000ピクセル(7,000ピクセル/in²)以下であるもの
 - ④ 搭載スタンドなしで出荷するものであって、デスクトップ上のディスプレイを支えるよう設計される又は壁に垂直に取り付けるように構成されているもの
 - ⑤ RJ45又はRS232ポートを有するもの

<記録用メディア>

- 直径12cmのCD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±RW、DVD-RAM、BD-R、BD-REを対象とする。判断の基準はケースに適用される。

【基準の解説】

- 磁気ディスク装置は、省エネ法の2023年度目標年度とするトップランナー基準を適用し、1台当たりのディスクドライブ搭載12台以上のものは基準を緩和している。
- ディスプレイは、国際エネルギースタープログラムの基準(Ver.8.0)を適用。
- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。詳細は、巻末の「2.参考資料」を参照。
- 記録用メディアのバイオマスプラスチックは、LCA評価等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

【試験・検証方法】

- 磁気ディスク装置のエネルギー消費効率の算定方法は、省エネ法の測定方法による。
- ディスプレイの消費電力の測定方法については、該当する国際エネルギースタープログラムの制度運用細則による。

【既存のラベル等との対応】

- 省エネラベル緑色の磁気ディスク装置は、グリーン購入法に適合している。ただし、装置 1 台当たりのディスクドライブ搭載が 12 台以上のものは、基準を緩和しているため、オレンジ色のものでも基準に適合する場合がある。
- エコマークにおいて、ディスプレイは「パーソナルコンピュータ(No.119)」の認定基準が適用されており、エコマーク認定品はグリーン購入法の基準に適合している。
- 記録用メディアについて、エコマーク認定品(No.112)は、グリーン購入法の基準に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 国際エネルギースターープログラムについて
→ <https://www.energystar.go.jp/about.html>
- 国際エネルギースター登録製品検索
→ https://www.energystar.go.jp/pub_products/
- (一財)省エネルギーセンター(省エネ法関係情報)
→ <https://www.eccj.or.jp/law06/>

調達実績のカウントに係る留意点

- リース・レンタル(継続)には、新たに契約を締結する場合で、それ以前と同じ契約を締結する場合に計上する。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に 1 回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

調達のポイント

- ディスプレイは、エコマーク認定商品または国際エネルギースターープログラムの適合品を調達しましょう。また、特定の化学物質の含有情報を当該物品の廃棄時まで管理・保管するようにしましょう。
- 国際エネルギースターープログラムの適合品は、省エネルギーセンターのホームページでブランド、型式別等で絞り込んで検索することができます。
- 記録用メディアについては、文具・事務用品のエコマーク認定品(No.112)は、判断の基準を満たしています。

■7 オフィス機器等

■特定調達品目及びその判断の基準

| | | |
|-----------------------|---|---|
| シュレッダー |  | <p>次の1及び2いずれかの要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次の要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ア. 待機時消費電力 1.5W 以下 イ. 低電力モード又はオフモードへの移行時間は 10 分以下 ウ. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと 2. エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 |
| デジタル印刷機 |  | <ol style="list-style-type: none"> 1. エネルギー消費効率の基準を満たす ※エコマーク認定品(No.133)は、グリーン購入法に適合しています。 2. 紙類の判断の基準を満たした用紙の使用が可能 3. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと |
| 掛時計 |  | <p>【次のいずれかの基準を満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽電池式(蓄電機能付で一次電池不要) 2. 太陽電池及び一次電池使用で一次電池が 5 年以上使用可能 3. 一次電池が 5 年以上使用可能 ※エコマーク認定品(No.134)は、グリーン購入法に適合しています |
| 電子式卓上計算機(電卓) | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用電力の 50%以上が太陽電池から供給されるもの 2. 再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチックが使用されていること 3. 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと |
| 一次電池又は小形充電式電池(単1～単4形) |  | <ol style="list-style-type: none"> 1. 一次電池はアルカリ相当以上(マンガン電池は非適合) 2. 小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等 ※JISマーク製品のアルカリ電池以上の性能をもつ製品は、グリーン購入法に適合しています。 |

■配慮事項

<シュレッダー>

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 裁断された紙の減容及び再生利用の容易さに配慮されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<デジタル印刷機>

- インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。
- 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用部品、又は再生プラスチックが可能な限り使用されていること。

- 低電力モード及びオートシャットオフモードへの移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。
ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<掛時計・電子式卓上計算機(電卓)>

- 使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないと(掛時計に適用)。
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること(掛時計に適用)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<一次電池・小形充電式電池>

- 使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

<シュレッダー> 裁断モータの出力が500W以上のもの及び裁断を行っていないときに自動的に裁断モータが停止しないものは対象外。

<デジタル印刷機> デジタル製版機能を有した孔版方式の全自動印刷機が対象。

<掛時計> 執務室、会議室等において使用する壁掛け型の時計が対象。大型のものは対象外。

<電子式卓上計算機(電卓)> 通常の行政事務の用に供するものが対象。

<一次電池・小形充電式電池> 単1～単4が対象。

【基準の解説】

- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【試験・検証方法】

- 一次電池の判断の基準は、JIS C 8515:2017 日本産業規格「一次電池個別製品仕様」のアルカリ乾電池における最小平均持続時間である。

【既存のラベル等との対応】

- シュレッダーについて、エコマーク認定品(No.161)はグリーン購入法に適合している。
- デジタル印刷機について、エコマーク認定品(No.133)はグリーン購入法に適合している。
- 掛時計について、エコマーク認定品(No.134)はグリーン購入法に適合している。
- 電子式卓上計算機について、エコマーク(No.135)認定品は、使用電力に係る基準(太陽電池からの供給割合50%以上)は満たす。
- 一次電池のJISマーク製品のアルカリ電池以上の性能の製品はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>

調達実績のカウントに係る留意点

- リース・レンタル(継続)は、新たに契約を締結する場合で以前と同じ契約を締結する場合に計上する。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。
- 一次電池については、災害用備蓄用品として購入したものと通常業務において購入した製品の内数として調達実績集計表の該当する欄に記載する。

調達のポイント

- エコマーク認定品がある場合は、優先して調達しましょう。

■8 移動電話等

参考となる環境ラベル等:モバイル・リサイクル・ネットワーク



モバイル・リサイクル・ネットワーク
携帯電話に対するリサイクルにご協力を。

*会員企業は回収及びマテリアルリサイクルのシステムに係る判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|-------------|--|
| 携帯電話 PHS | <ol style="list-style-type: none"> ア又はイのいずれかを満たしていること <ol style="list-style-type: none"> 搭載機器・機能の簡素化(通話及びメール機能等に限定) アプリケーションのバージョンアップが可能 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 バッテリ等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有)の構築 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報を公表 再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合) |
| スマートフォン | <ol style="list-style-type: none"> 環境配慮設計の実施及びその内容のウェブサイト等への公表 回収及びマテリアルリサイクルのシステムの構築 再使用又は再生利用できない部分は適正処理の実施 バッテリ等の消耗品の修理システム(部品を6年以上保有*)の構築 ※スマートフォンについては、当面の間、消耗部品等の保有期限を3年以上で可とする 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報を公表 再生プラスチックの配合率又はバイオマスプラスチックの配合率(バイオベース合成ポリマー含有率)情報のウェブサイト等における開示(プラスチックが使用されている場合) |

■配慮事項

- 省電力化、充電器の待機時消費電力の省エネ化がなされていること。
- 希少金属類(レアメタル・レアアース)を減量・代替する取組がなされていること。
- 部品の修理システム、部品の保管システムがあること。
- 筐体へのハロゲン系難燃剤の使用が抑制されていること。
- 筐体又は部品に再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合)。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 製品の包装又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること(プラスチックを使用している場合)

■解説

【対象範囲・定義】

- 携帯電話は通常の行政事務に使用するものが対象。PHS は内線等として使用されるものを含む。

【基準の解説】

- バイオマスプラスチックは、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2 又は ASTM D 6866 に規定される ^{14}C 法によるバイオベース炭素含有率の値及び成分組成を用い、ISO16620-3 に規定される方法により算出すること。
- 回収のシステムについては、回収ルートが構築されていること、本体にメーカー名等が記載されていること、製品の包装材等に使用済移動電話等の回収方法、回収窓口等の情報提供がなされていることが必要。
- マテリアルリサイクルのシステムについては、金属やプラスチック等の材料としてのリサイクルの取組がなされていること、部品の素材情報が記載されていることが必要。
- 「製造終了後 6 年以上保有」は、通信システムの切替等にともない、当該機器が継続的に使用できない場合には適用しない。
- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの 6 物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種(希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮)の金属をいう。

【経過措置】

- スマートフォンについては、消耗部品等の保有期間の判断の基準に経過措置を適用し、判断の基準を満たす製品が普及するまでの間は 3 年以上とする。

【参考情報】

- (一社)電気通信事業者協会 「モバイル・リサイクル・ネットワーク」
→ <https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/gaiyo/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 携帯電話、PHS、スマートフォンは、それぞれ購入、リース(新規)、リース(継続)を分けて集計する。
- 年間を通じて契約するリースについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

調達のポイント

- 携帯電話及び PHS は、使用目的、業務内容を勘案し、必要最低限の機能を要件として発注しましょう。
- マニュアルや充電器等は、共有するなどして、削減に取り組みましょう。
- 端末を処分する際は、回収システムを利用した適切な処理を行いましょう。

参考

モバイル・リサイクル・ネットワークについて

一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)と情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)は、携帯電話・PHSにおける資源の有効利用に取り組んでいます。TCAでは平成13年4月から「モバイル・リサイクル・ネットワーク(MRN)」を立ち上げ、サービス提供事業者、メーカーに関係なく、使用済みの携帯電話・PHSの本体、電池、充電器を全国約9,000店舗ある専売店を中心に、自主的に回収する活動を推進しており、平成13年から21年間の累計で約1億5000万台の端末を回収しています。また、CIAJが「携帯電話・PHS端末の製品環境アセスメントガイドライン」を制定し3Rの推進等を進めています。

スマートフォンの普及等で使用済端末を二次利用している場合が多く、回収率は減少傾向にあります。端末に含まれるレアメタル(パラジウム、ニッケル、タンタルなど)、金属(鉄、アルミニウム、マグネシウム、金、銀、銅など)は素材に戻し再利用が行われており、金属以外の素材(プラスチック、ガラスなど)についてもリサイクル処理を実施していることから、回収活動の強化を図っています。

| モバイル・リサイクル・ネットワーク参加各社 | | | | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルにご協力をおねがいします。 | ◆通信事業者 (株)NTTドコモ、KDDI(株)／沖縄セルラー電話 (株)、ソフトバンク(株)楽天モバイル(株) ◆販売会社 (株)エディオン ◆業界団体 一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会 | | | | | | | | |
| 出典:https://www.tca.or.jp/mobile-recycle/gaiyo/ | | | | | | | | | |

レアメタルについて

レアメタルとは、埋蔵量が少ない、採取が難しい等の理由で、生産量や流通量が非常に少ない非鉄金属のことです。国際的な定義はありませんが、日本では鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された31鉱種(レアース(希土類)は17元素で1鉱種)の金属を対象としています。回収されたレアメタルは、携帯電話をはじめとする電子機器の原料や自動車部品等の原料として再資源化されています。希少な金属資源を有効利用するために、不要になったスマートフォン、携帯電話やPHSは携帯電話キャリアや販売店等の回収ルートに出すことが重要です。

レアメタル31鉱種(元素の周期表)

| レアメタル31鉱種 (レアースは17元素で1鉱種) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------------|-----------------|------------------|------------------|-----------------|---------------|----------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 族 | I A | II A | III B | IV B | V B | VI B | VII B | Ⅷ | I B | II B | III A | IV A | V A | VIA | VII A | O | | |
| 周期 | アルカリ族 アルカリ土族 | 希土族 | チタン族 | バナジウム族 | クロム族 | マンガン族 | 鉄族(4周期) 白金族(5・6周期) | 銅族 亜鉛族 | アルミニウム族 | 炭素族 | 窒素族 | 酸素族 | ハロゲン族 | 不活性ガス族 | | | | |
| 1 | 1 H 水素 | | | | | | | | | | | | | | | 2 He ヘリウム | | |
| 2 | 3 Li リチウム | 4 Be ベリリウム | | | | | | | | | | | | | | 10 Ne ネオン | | |
| 3 | 11 Na ナトリウム | 12 Mg マグネシウム | レアース(RE) 希土類 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 19 K カリウム | 20 Ca カルシウム | 21 Sc スカンジウム | 22 Ti チタン | 23 V バナジウム | 24 Cr クロム | 25 Mn マンガン | 26 Fe 鉄 | 27 Co コバルト | 28 Ni ニッケル | 29 Cu 銅 | 30 Zn 亜鉛 | 31 Ga ガリウム | 32 Ge ゲルマニウム | 33 As ヒ素 | 34 Se セレン | 35 Br 臭素 | 36 Kr クリプトン |
| 5 | 37 Rb ルビシウム | 38 Sr ストロンチウム | 39 Y イットリウム | 40 Zr ジルコニウム | 41 Nb ニオブ | 42 Mo モリブデン | 43 Tc テクネチウム | 44 Ru ロジウム | 45 Rh パラジウム | 46 Pd パラジウム | 47 Ag 銀 | 48 Cd カドミウム | 49 In インジウム | 50 Sn スズ | 51 Sb アンチモン | 52 Te テルル | 53 I ヨウ素 | 54 Xe キセノン |
| 6 | 55 Cs セシウム | 56 Ba バリウム | 57~71 ランタノイド | 72 Hf ハフニウム | 73 Ta タンタル | 74 W タングステン | 75 Re レニウム | 76 Os オスミウム | 77 Ir イリジウム | 78 Pt 白金 | 79 Au 金 | 80 Hg 水銀 | 81 Tl タリウム | 82 Pb 鉛 | 83 Bi ビスマス | 84 Po ボロニウム | 85 At アスタチン | 86 Rn ラドン |
| 7 | 87 Fr フランシウム | 88 Ra ラジウム | 89~103 アクチノイド | | | | | | | | | | | | | | | |

出典:鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会

■9 家電製品

□電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫

参考となる環境ラベル等:統一省エネラベル・省エネラベリング制度



*電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気冷凍冷蔵庫は、省エネラベル緑色のマーク製品のうち、2021年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準達成率100%以上の製品は判断の基準の「基準値2」を満たしています。

*統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。

■特定調達品目及びその判断の基準

電気冷蔵庫
電気冷凍庫
電気冷凍冷蔵庫

- エネルギー消費効率が以下の基準を満たすこと。
【電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫】
 基準値1:省エネ基準達成率105%以上
 基準値2:省エネ基準達成率100%以上
【電気冷凍庫】
 基準値1:省エネ基準達成率110%以上
 基準値2:省エネ基準達成率100%以上
- 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
- 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること(電気冷凍庫を除く)。

■配慮事項

- 部品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 塗料は有機溶剤及び臭気が少ないものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 電気冷蔵庫等の対象は、省エネ法の対象機種とする。①熱電素子を使用するもの、②業務の用に供するために製造されたもの、③吸式のもの、④ワイン貯蔵が主な用途であるもの、のいずれかに該当するものは、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫の対象外。

【基準の解説】

- 令和2年11月より、省エネ法の多段階評価制度が見直され、電気冷蔵庫及び電気冷蔵庫は従前の1つ星から5つ星までの5段階の評価基準を1.0から5.0までの「0.1刻みの41段階の多段階評価点」で評価することとなった。併せて、統一省エネラベルのデザインも変更されている。令和4年度以降の電気冷蔵庫等の判断の基準は、★の数でなく省エネ基準達成率で判断する必要がある。

- 省エネ法のトップランナー基準、省エネラベリング制度及び特定の化学物質については、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 強力な温室効果ガスである代替フロン(ハイドロフルオロカーボン(HFC))を冷媒や断熱材の発泡剤に使用していないこと。「フロン類」は、フロン排出抑制法の第2条第1項に定める物質をいう。
- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。

【試験・検証方法】

- エネルギー消費効率の算定方法については、省エネ法のエネルギー消費効率の測定方法による(平成28年3月1日経済産業省告示第38号及び第39号)。

【既存のラベル等との対応】

- エネルギー消費効率は、省エネラベリング制度により確認ができるが、それ以外の項目は別途確認が必要。

【参考情報】

- 統一省エネラベルが変わりました
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/touitsu_shoenelabel/
- 「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。
→ <https://seihinjyoho.go.jp/>
- (一財)省エネルギーセンター(省エネ法関係情報)
→ <https://www.eccj.or.jp/law06/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫は、それぞれ購入、リース・レンタル(新規)、リース・レンタル(継続)を分けて集計する。
- 「基準値1」「基準値2」を満たす物品等をそれぞれカウントする。
- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようとする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上する。

調達のポイント

- 統一省エネラベルの制度変更に伴い、令和4年度以降は★の数で判断することができないため、エネルギー消費効率達成率で判断する必要があります。
- 特定の化学物質の含有情報を当該物品の廃棄時まで管理・保管するようにしましょう。
- 「省エネ型製品情報サイト」では、省エネ製品の情報が掲載されています。

□ テレビジョン受信機

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク(No.152)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

統一省エネラベル・省エネラベリング制度



*省エネラベル緑色及びオレンジ色のマーク製品の一部はグリーン購入法の判断の基準を満たしています(2026年度を目標年度とする省エネ法トップランナー基準に基づく達成率基準値による)。

*統一省エネラベルは、省エネ基準達成率で適合性を確認することができます。

■ 特定調達品目及びその判断の基準

テレビジョン受信機

- エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準値を満たすこと。

| パネル種類及び画素数 | 省エネ基準達成率／達成率基準値 |
|--------------|------------------|
| 液晶2K 未満 | 75%程度以上(100/133) |
| 液晶2K 以上4K 未満 | 100%以上(100/100) |
| 液晶4K 以上 | 71%程度以上(100/141) |
| 有機EL | 85%程度以上(100/118) |

※付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。

※8Kテレビは対象外。

- リモコン待機時の消費電力 0.5W 以下であること。
- 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。

■ 配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■ 解説

【対象範囲・定義】

- テレビジョン受信機の対象は、省エネ法の対象機種とする。

【基準の解説】

- 令和4年度の基本方針より、テレビジョン受信機に係る新たなトップランナー基準(目標年度2026年度)に基づく基準が適用されるが、市場への普及状況を鑑み、エネルギー消費効率(年間消費電力量)はパネル種類及び画素数別に暫定的な基準値を設定しており、令和5年度は液晶2K以上4K未満のテレビはトップランナー基準を適用するが、他の区分については緩和している。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及び14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和5年5月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 省エネ法のトップランナー基準、省エネラベリング制度及び特定の化学物質については、巻末の「2. 参考資料」を参照。

- リモコン待機時消費電力はリモコンで電源を切った状態の消費電力(赤外線リモコンが対象)。
- 特定の化学物質とは、鉛・水銀・カドミウム・六価クロム・ポリブロモビフェニル・ポリブロモジフェニルエーテルの6物質をいう。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【試験・検証方法】

- エネルギー消費効率の算定方法については、該当する省エネ法のエネルギー消費効率の測定方法(JIS C 9801)による。

【既存のラベル等との対応】

- 省エネ法のエネルギー消費効率は、省エネラベリング制度により確認ができるが、それ以外の項目は別途確認が必要。
- エコマーク認定品は判断の基準を満たしている。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 小売事業者表示制度(温水機器及びテレビジョン受信機)の見直しに関する報告書
→ <https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210326004/20210326004.html>
- 「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。
→ <https://seihinjyoho.go.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- テレビジョン受信機は、購入、リース・レンタル(新規)、リース・レンタル(継続)を分けて集計する。
- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

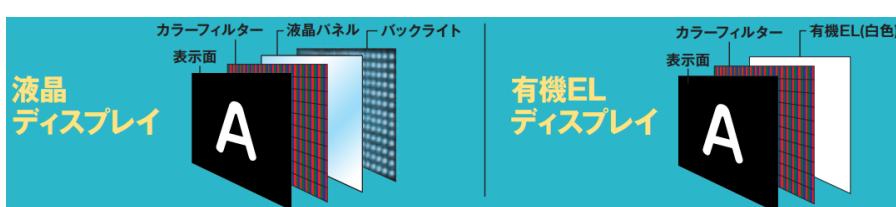
調達のポイント

- テレビジョン受信機の判断の基準への適合状況は、多段階評価の★の数の区切りと一致していないため、省エネ基準達成率で判別する必要があります。
- 画面の大きさや機能(画素数、動画表示速度、録画機能等)が同じ場合、省エネ基準達成率が高いほど省エネ性に優れています。

参考**有機EL(Electro Luminescence)TVについて**

有機ELディスプレイは、有機物に電圧を通すことでディスプレイ自体が光を発する自発光方式の表示装置で、黒い部分は発光しないため、そのぶんの消費電力を抑えられるほか、以下のような特性があります。

1. 画素ごとに発光の制御を行うため、発光をオフにした画素では深みのある黒を表現できる
 2. 発光の応答速度が速く、動きの速い映像でも滑らかな表示ができる
 3. 液晶ディスプレイのようなバックライトが不要なため、薄くて軽いディスプレイが実現できる
 4. 視野角が広く、斜め方向から見ても色味の変化が少ない
- テレビを調達する場合は、ディスプレイの特性を踏まえ、使用環境や用途に応じて製品を選択すると良いでしょう。



図出典:スマートライフおすすめ BOOK2021

□電気便座

参考となる環境ラベル等:統一省エネラベル



旧ラベル



新ラベル

新ラベル・旧ラベルともに、統一省エネラベルの年間消費電力量(kWh/年)を確認ください。

■特定調達品目及びその判断の基準

電気便座

- 基準エネルギー消費効率が以下の数値を上回らないこと。

| 区分 | 基準エネルギー消費効率(年間消費電力量) | |
|--------------------|----------------------|--------------|
| 温水洗浄便座 (洗浄機能有り) | 貯湯式 | 172 kWh/年 以下 |
| | 瞬間式 | 87kWh/年 以下 |

■配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用または再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 電気便座(温水洗浄便座)の対象は、省エネ法の対象機種とする。令和 5 年度から、暖房用の便座のみを有するものはグリーン購入法の対象から除外した。

【基準の解説】

- 電気便座の判断の基準は、統一省エネラベルの★の数で判断ができないため、年間消費電力量(kWh/年)を確認すること。なお、令和 2 年 11 月より、省エネ法の多段階評価制度が見直され、電気便座は従前の 1 つ星から 5 つ星までの 5 段階の評価基準を 1.0 から 5.0 までの「0.1 刻みの 41 段階の多段階評価点」で評価することとなった。併せて、統一省エネラベルのデザインも変更されている。
- 省エネ法のトップランナー基準、省エネラベリング制度については、巻末の「2. 参考資料」を参照。
※①他の給湯設備から温水の供給を受けるもの、②温水洗浄装置のみのもの、③可搬式のもののうち、福祉の用に供するもの、④専ら鉄道車両等(鉄道、船舶、航空機等)において用いるためのもの、⑤幼児用大便器において用いるためのもの及び⑥暖房用の便座のみを有するものは対象外。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【試験・検証方法】

- エネルギー消費効率の算定方法については、省エネ法のエネルギー消費効率の測定方法による。

【経過措置】

- 温水洗浄便座(貯湯式及び瞬間式)のエネルギー消費効率基準値は、令和 6 年度は経過措置が適用され、この間においては令和 5 年度の基本方針の判断の基準を満たすことで適合とみなす。

【参考情報】

- 小売事業者表示制度の改正に関する経済産業大臣告示を公布・施行しました
→ <https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201102004/20201102004.html>
- 「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。
→ <https://seihinjyoho.go.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

調達のポイント

- 電気便座の判断の基準は、統一省エネラベルの★の数で判断ができないため、年間消費電力量(kWh/年)を確認して調達しましょう。
- 瞬間式の温水洗浄便座は、ヒーターのワット数が1,300W前後と高いため、多連でトイレを設置する場合は、設備の電力容量を確認した上で調達しましょう。
- 「省エネ型製品情報サイト」では、省エネ製品の情報が掲載されています。

参考

電気便座(温水洗浄便座)の省エネについて

温水洗浄便座の消費電力は、各社省エネ技術が進み、2008年の製品と比べると年間消費電力量が瞬間式では約30%低くなっています。温水洗浄便座には洗浄水を温める際の方式として、「貯湯式」「瞬間式」があり、瞬間式のエネルギー使用量は貯湯式の約半分以下となります。

| 方式 | 貯湯式 | 瞬間式 |
|----|---|---|
| 特徴 | タンクの中の水をヒーターで温める方式で、一度にたっぷりの温水で洗浄することができますが、温水を保温するための電力が必要となります。 | タンクがなく、使用的度に水を瞬間湯沸器で温めます。温水を保温する電力は不要のため、貯湯式より消費電力は小さくなりますが、温水の量が限られます。また瞬間に大きな電力を必要とします。 |

■ 2008年の温水洗浄便座との年間消費電力の比較



※出典：経済産業省 資源エネルギー庁「省エネ性能力タログ2008年冬版」「省エネ性能力タログ2023年版」に記載の機種一覧における単純平均値

一般社団法人日本レストルーム工業会では、電気便座に関する情報が提供されています。



<https://www.sanitary-net.com/saving/ecology.html>

□電子レンジ

■特定調達品目及びその判断の基準

電子レンジ



1. 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準 100%以上達成
2. 待機時消費電力 0.05W 未満
3. 特定の化学物質が含有率基準値以下、含有情報の公表
*省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断の基準を満たしています。

■配慮事項

- 再使用または再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再使用または再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 電子レンジの対象は、省エネ法の対象機種とする。

【基準の解説】

- 省エネ法のトップランナー基準、省エネラーリング制度及び特定の化学物質については、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【試験・検証方法】

- エネルギー消費効率の算定方法については、省エネ法のエネルギー消費効率の測定方法による。

【既存のラベル等との対応】

- 電子レンジは、省エネラーリング制度の緑マークの製品はエネルギー消費効率に係る基準を満たすが、その他の項目は別途確認が必要。

【参考情報】

- 「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。
→ <https://seihinjyoho.go.jp/>
- (一財)省エネルギーセンター(省エネ法関係情報)
→ <https://www.eccj.or.jp/law06/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようとする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

調達のポイント

- 省エネラベル緑色のものは、消費電力に係る判断の基準を満たしています。
- 「省エネ型製品情報サイト」では、省エネ製品の情報が掲載されています。

■10 エアコンディショナー等

□家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ

参考となる環境ラベル等

統一省エネラベル



*家庭用エアコンディショナーについては、統一省エネラベルのエネルギー消費効率が参考となります。業務用エアコンディショナーの統一ラベルはありません。

JIS



*ガスヒートポンプ式冷暖房機は、JIS 規格適合機種のうち、APFp1.07 以上が適合となります。

省エネラベリング制度



*ストーブについては、省エネラベルが緑色の製品は判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | | | | |
|---------------|---|--------------|--|------------------|
| 家庭用エアコンディショナー | 1. 表の区分ごとの判断の基準を満たすこと。 【家庭用エアコンディショナー】 | | | |
| | 区分 | 冷房能力 | 判断の基準 | |
| 業務用エアコンディショナー | 家庭用エアコン | 28kW 以下 | 省エネ法達成率 100% | |
| | 【業務用エアコンディショナー】 | | | |
| ガスヒートポンプ式冷暖房機 | 区分 | 冷房能力 | 判断の基準 基準値1 | 判断の基準 基準値2 |
| | 業務用エアコン (ビル用マルチ 以外) | 28kW 以下 | 設定なし | 省エネ法達成率 88%以上 |
| ストーブ | 業務用エアコン (ビル用マルチ) | 50.4kW 以下 | 下記のいずれかを満たす ・省エネ法達成率 100% ・省エネ法達成率 88%以上 かつ冷媒の地球温暖化係数 750 以下 | 省エネ法達成率 88%以上 |
| | 2. 冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は 750 以下であること。 3. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 | | | |
| ストーブ | 1. 期間成績係数が 1.07 以上 2. オゾン層破壊物質不使用 | | | |
| | • 省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上 | | | |

■配慮事項

<家庭用エアコンディショナー・業務用エアコンディショナー>

- 冷媒に可能な限り GWP の小さい物質が使用されていること。
- 製品の長寿命化、省資源化、再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 冷媒の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさへの配慮及び情報開示がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<ガスヒートポンプ式冷暖房機>

- 冷媒に可能な限り GWP の小さい物質が使用されていること。
- 特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- 再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<ストーブ>

- 再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 家庭用及び業務用エアコンディショナーの対象範囲は、省エネ法の対象機種とする。冷房能力が 28kW(マルチタイプのものは 50.4kW)を超えるものは、公共工事分野の対象。
- 冷房専用のもの、窓に設置するもの、壁を貫通して設置される構造のものは対象外。その他対象外となるものは省エネ法を参照。
- マルチタイプのものとは室外機 1 台に対し室内機を 2 台接続するもの。ビル用マルチエアコンディショナーとは、分離型であってマルチタイプのもののうち、室内機ごとに空気の温度又は湿度を調整することができるもの。
- ガスヒートポンプ式冷暖房機の対象範囲は、JIS 規格適合機種のうち、定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のものとする。
- ストーブは、省エネ法の対象(ガス又は灯油を燃料とするもの)に限る。

【基準の解説】

- 家庭用エアコンディショナーはルームエアコンと呼ばれるもの、業務用エアコンディショナーはパッケージエアコンと呼ばれるもの。業務用エアコンディショナーは事務所・店舗用等で、中・大形のセパレートエアコンとシングルパッケージ、リモートコンデンサ形が含まれる。
- 業務用エアコンディショナーのうち、ビル用マルチエアコンは、令和 5 年度から 2 段階基準を適用する。
- 業務用エアコンディショナーの冷媒については、店舗・事務所用のうち、平成 27 年経済産業省告示第 50 号により目標値及び目標年度が定められる製品(中央方式エアコンのうち遠心式の圧縮機を用いるものを除く)に適用する。
- 特定の化学物質についての詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【試験・検証方法】

- エアコンディショナー及びストーブのエネルギー消費効率の算定方法については、省エネ法のエネルギー消費効率の測定方法による。
- ガスヒートポンプ式冷暖房機に係る期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627 による。

【既存のラベル等との対応】

- 家庭用エアコンディショナーについては、省エネ法の新基準が適用される令和5年度以降は多段階評価基準の★の数で判断できないため、エネルギー消費効率(APF)で判断することが必要。
- ガスヒートポンプ式冷暖房機は、JIS B 8627適合機種のうち、APFpが1.07以上のものが適合。
- ストーブは、省エネラベリング制度の緑マークのものが基準を満たす。

【参考情報】

- 統一省エネラベルについて
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/retail/touitsu_shoenelabel/
- 「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能
→ <https://seihinjyoho.go.jp/>
- (一財)省エネルギーセンター(省エネ法関係情報)
→ <https://www.eccj.or.jp/law06/>
- 省エネ法については、巻末の「2. 参考資料」を参照。

調達実績のカウントに係る留意点

- 業務用エアコンディショナーについては、「基準値1」「基準値2」を満たす物品等をそれぞれカウントする。
- 購入、リース・レンタル(新規)、リース・レンタル(継続)を分けて集計する。
- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上するものとする。

調達のポイント

- 家庭用エアコンディショナーの統一省エネラベルの改定に伴い、グリーン購入法への適合状況は★の数で判断できないため、エネルギー消費効率(APF)を確認したうえで調達しましょう。
- 業務用エアコンディショナー(ビル用マルチ)については、調達する区分に基準値1を満たす製品が複数ある場合は、可能な限り基準値1を満たす製品を調達しましょう。
- APF(APFp)の高い機種ほど、効率が高く省エネといえます。
- 特定の化学物質の含有情報を当該物品の廃棄時まで管理・保管するようにしましょう。
- 「省エネ型製品情報サイト」では、省エネ製品の情報が掲載されています。

■11 温水器等

参考となる環境ラベル等： 統一省エネラベル、省エネラベリング制度

ヒートポンプ電気給湯器

ガス温水機器

石油温水機器



*省エネラベル緑色のものは、エネルギー消費効率達成率が100%以上の製品です。

■特定調達品目及びその判断の基準

ヒートポンプ式

電気給湯器

【家庭用】

- 1.省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上
- 2.ノンフロン機器であること

【業務用】

- 1.年間加熱効率が、加熱能力が20kW以下の場合は4.0、20kWを超える場合は3.5以上であること
- 2.オゾン層破壊物質の使用禁止

ガス温水機器

- 潜熱回収型ガス温水機器は、省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率が90%以上(ガス瞬間湯沸器のうち強制通気式のもの、ガスふろがまを除く)(下表1参照)
- ハイブリッド給湯器は、年間給湯効率が108%以上
- 従来型機器は、省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率が下表2の区分ごとの達成レベル以上

石油温水機器

- 潜熱回収型石油温水機器は、省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率が90%以上(給湯用を除く)(下表3参照)
- 従来型機器は、省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)に基づくエネルギー消費効率が下表4の区分ごとの達成レベル以上

ガス調理機器

- 省エネ法トップランナー基準(2025年度目標)達成率100%以上

表1 潜熱回収型ガス温水機器に係る判断の基準

| 区 分 | | 判断の基準【エネルギー消費効率】 |
|---------|-------|------------------|
| 用 途 | 通気方式 | |
| ガス瞬間湯沸器 | 自然通気式 | 90%以上 |
| | 強制通気式 | トップランナー基準の達成 |
| ガスふろがま | | トップランナー基準の達成 |
| ガス暖房機器 | | 90%以上 |

表2 従来型ガス温水機器に係る判断の基準及びトップランナー(2025年度目標)基準達成レベル

| 区分 | | 判断の基準【エネルギー消費効率】 (トップランナー基準達成レベル) |
|---------|-------|--------------------------------------|
| 用途 | 通気方式 | |
| ガス瞬間湯沸器 | 自然通気式 | トップランナー基準の達成 |
| | 強制通気式 | トップランナー基準の93/100 (93%) |
| ガスふろがま | | トップランナー基準の86/100 (86%) |
| ガス暖房機器 | | トップランナー基準の91/100 (91%) |

表3 潜熱回収型石油温水機器に係る判断の基準

| 区分 | | 判断の基準【エネルギー消費効率】 | |
|--------|------|------------------|--------------|
| 用途 | 加熱方式 | | |
| 給湯用のもの | 浴用なし | 瞬間形 | トップランナー基準の達成 |
| | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の達成 |
| | 浴用あり | 瞬間形 | トップランナー基準の達成 |
| | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の達成 |
| 暖房用のもの | | 貯湯式急速加熱形 | 90%以上 |

表4 従来型石油温水機器に係る判断の基準及びトップランナー(2025年度目標)基準達成レベル

| 区分 | | 判断の基準【エネルギー消費効率】 (トップランナー基準達成レベル) | |
|--------|------|--------------------------------------|------------------------|
| 用途 | 加熱方式 | | |
| 給湯用のもの | 浴用なし | 瞬間形 | トップランナー基準の95/100 (95%) |
| | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の90/100 (90%) |
| | 浴用あり | 瞬間形 | トップランナー基準の95/100 (95%) |
| | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の90/100 (90%) |
| 暖房用のもの | | 貯湯式急速加熱形 | トップランナー基準の95/100 (95%) |

■配慮事項

<ヒートポンプ式電気給湯器>

- 冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

<ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器>

- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 再生プラスチックが部品に使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- ヒートポンプ式電気給湯器(家庭用)、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器は、省エネ法の対象機種が対象となる。なお、ヒートポンプ式電気給湯器について、省エネ法の対象機種はCO₂を冷媒とする(エコキュート)JIS C 9220「家庭用ヒートポンプ給湯器」に規定するタンク容量のものとなっ

ている。ただし、ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等の暖房へ利用する機能を有するものについては対象範囲から除外する。

- ヒートポンプ式電気給湯器(業務用)は、温水最高出口温度が65°C以上の一過式の業務用の給湯器をいう。
- 従来型とは、JIS S 2091:2013の4.4のa)の燃焼機器の種類に規定する潜熱回収型燃焼機器以外の機器をいう。

【基準の解説】

- ヒートポンプ式電気給湯器のノンフロンの基準は、業務用には適用しない。ただし、冷媒はオゾン層を破壊しない物質が使用されていること。
- 従来型のガス温水機器、石油温水機器については、2025年度を目標年度とした省エネ法トップランナー基準に基づき、区分ごとのエネルギー消費効率の達成状況に応じて基準値を設定している。

【試験・検証方法】

- 業務用ヒートポンプ式電気給湯器の年間加熱効率の算出方法は、JRA4060:2018に準ずる。
年間加熱効率 = 年間加熱量 / 年間消費電力量
年間加熱量 = 各期(年間加熱量:各期(夏期、中間期、冬期、着霜期)の1日当たりの加熱量に
対象日数を乗じた値の年間合計)
年間消費電力量:各期(夏期、中間期、冬期、着霜期)の1日当たりの消費電力量に対象日数
を乗じた値の年間合計
- 電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)の年間給湯効率は、一般社団法人日本ガス石油機器工業会規格「電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器の年間給湯効率測定方法」(JGKAS A 705)による。

【参考情報】

- 「省エネ型製品情報サイト」では、品目別、メーカー別等の省エネ型製品の検索が可能です。
→ <https://seihinjyoho.go.jp/>
- (一財)省エネルギーセンター(省エネ法関係情報)
→ <https://www.eccj.or.jp/law06/>
- (一社)日本冷凍空調工業会(ヒートポンプ)
→ <https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/>
- (一財)ヒートポンプ・蓄熱センターのヒートポンプ式電気給湯器に関する情報はこちら。
→ <https://www.hptcj.or.jp/>
- (一社)日本ガス石油機器工業会 潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)の一覧
→ <https://www.jgka.or.jp/information/gasu/onsui/ecojozu/index.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- 各品目、購入、リース・レンタル(新規)、リース・レンタル(継続)を分けて集計する。
- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回のみ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。
- 複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、增加分を計上するものとする。

調達のポイント

- ヒートポンプ式電気給湯器(家庭用)、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器は、「省エネ型製品情報サイト」において、エネルギー消費効率の達成状況が検索できます。
- ガス温水機器、石油温水機器は、構造上の制約等がない場合は潜熱回収型の機器を選択しましょう。

参考

温水器(給湯器)の省エネについて

家庭用ヒートポンプ給湯機(エコキュート)

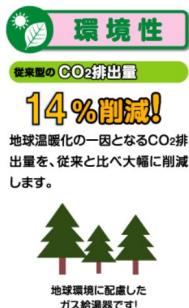
家庭用ヒートポンプ給湯機は、エアコンの暖房と同じヒートポンプの原理を用いた給湯機の総称で、冷媒に二酸化炭素を使用するものは、「エコキュート」の名称で省エネ性能に優れた製品として販売されています。貯湯タンク内にあるお湯は非常災害時の生活用水として活用可能であり、また、近年では、HEMS や IoT 経由で遠隔操作を行うことによるディマンドリスポンス適用の可能性も期待されています。

一般社団法人日本冷凍空調工業会では、エコキュートに関する情報が提供されています。

➡ <https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/>

ガス高効率給湯器(エコジョーズ)

エコジョーズは、従来型機器では使わずに捨てられていた排気熱を有効に利用して、あらかじめ水を温めることにより、従来よりも少ないガス消費量で効率よくお湯が沸かせる省エネ性能の高い給湯器です。CO₂排出量は従来型機器より 14%程度削減されます。



石油高効率給湯器(エコフィール)

エコフィールは従来型機器では使わずに捨てられていた排気熱を有効に利用して、あらかじめ水を温めるため従来よりも少ない灯油消費量で、効率よくお湯が沸かせる省エネ性能の高い給湯器です。CO₂排出量は従来型機器より 13%程度削減されます。

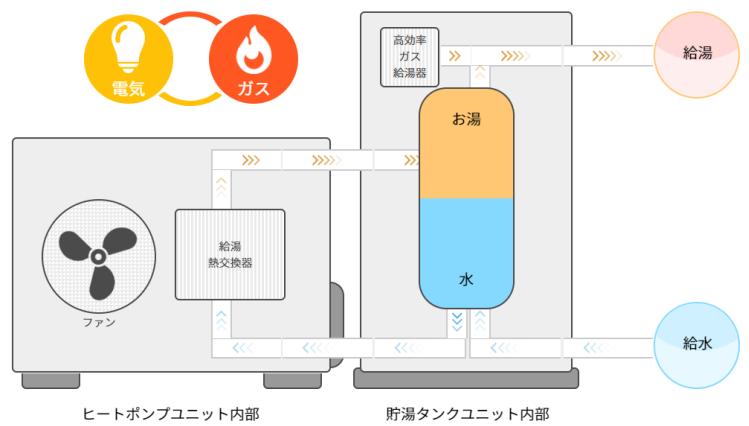


ハイブリッド給湯器

ハイブリッド給湯機は高効率ガス給湯器、電気式ヒートポンプ、貯湯タンクの3つのユニットを組み合わせた構造で、ガスと電気のそれぞれの長所を活かした加熱運転を行う高効率給湯機です。大気中の熱を活用する電気式ヒートポンプで加熱した一定量のお湯を貯湯タンクに貯めておき、その後タンク内のお湯がなくなても、瞬発力のある高効率ガス給湯器に運転を切り替えて必要なお湯を瞬時に供給する給湯システムです。

ハイブリッド給湯機は各家庭の生活パターンの特徴(使用量、時間帯など)を学習制御することにより、貯湯タンクにお湯を貯める際の湯温・

湯量・貯湯タイミングが最も省エネになるように最適化されており、家庭用給湯機としては最も少ないレベルの一次エネルギー使用量を実現させています。



一般社団法人日本ガス石油機器工業会では、温水器(給湯器)に関する情報が提供されています。

➡ https://www.jgka.or.jp/torikae_kounyuu/high_efficiency/index.html

■12 照明

□照明器具

■特定調達品目及びその判断の基準

| LED 照明器具 | 1. 固有エネルギー消費効率、平均演色評価数 Ra 及びモジュール寿命が下表の基準以上であること。 | | | | | |
|------------------------|--|----------|--------|-------|-----|-----|
| | ・基準値 1 は、下記のいずれを満たすこと。 ➤ 固有エネルギー消費効率が下表の基準値 1 の数値以上 ➤ 基準値 2 を満たし、かつ、初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の省エネ効果の高い機能を付加 ・基準値 2 は、固有エネルギー消費効率が下表の基準値 2 の数値以上 固有エネルギー消費効率の基準(単位:lm/W) | | | | | |
| ※ダウンライト、高天井器具の定義は解説を参照 | | | | | | |
| 光源色 | 区分 | LED 照明器具 | | | | |
| | | 一般 | ダウンライト | 高天井器具 | 投光器 | 防犯灯 |
| 昼光色、 昼白色、白色 | 基準値1 | 144 | 114 | 156 | — | — |
| | 基準値2 | 120 | 95 | 130 | 105 | 80 |
| 温白色、 電球色 | 基準値1 | 102 | 96 | 102 | — | — |
| | 基準値2 | 85 | 80 | 85 | 90 | 対象外 |
| LED を光源とした内照式表示灯 | 1. 定格寿命が 30,000 時間以上であること。 2. 特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 | | | | | |

■配慮事項

- 初期照度補正制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御、調光制御等の機能があること(LED 照明器具)。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。(LED 照明器具)。
- 使用される塗料は有機溶剤及び臭気が少ないとこと。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 再生プラスチックが使用されていること(LED を光源とした内照式表示灯)。

■解説

【対象範囲・定義】

- LED 照明器具の対象は、照明用白色 LED を用いた、つり下げ形、じか付け形、埋込み形及び壁付け形として使用する LED 照明器具並びに投光器及び防犯灯とする。ただし、従来の蛍光ランプで使用されている口金から給電される LED ランプを装着するための器具は、当面の間は対象外。また、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成 11 年消防庁告示第 2 号)」に定める誘導灯、又は建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 126 の 5 に定める非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型は対象外(通常時も点灯する兼用型は対象)。
- LED を光源とした内照式表示灯の対象は、表示板、案内板等を対象とする。ただし、「誘導灯及び誘導標識の基準(平成 11 年消防庁告示第 2 号)」に定める誘導灯は、内照式表示灯には含まれない。
- LED 照明器具の「投光器」「ダウンライト」及び「高天井器具」の定義は、JIS Z 8113:1998(照明用語)に規定されるものとする。高天井器具は、定格光束 11,000lm 以上のものとする。
- LED 照明器具の防犯灯とは、道路等に設置し、犯罪の防止と安全通行の確保等を図る観点から必要な照度を確保することを目的とした照明灯をいう。
- LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。
- LED 照明器具の「LED モジュール寿命」及び電球形 LED ランプの「定格寿命」は、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。

【基準の解説】

- LED(Light Emitting Diode:発光ダイオード)は、長寿命、省電力、コンパクト、可視光以外の放射がほとんどない、水銀などの有害物質を含まないなどの特徴がある。
- LED を光源とした内照式表示灯の「定格寿命」とは、光源の初期の光束が 50%まで減衰するまでの時間とする。
- LED 照明器具の「LED モジュール寿命」及び電球形 LED ランプの「定格寿命」は、光源の初期の光束が 70%まで減衰するまでの時間とする。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、J クレジット、JCM、地域版 J クレジット等、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジットを調達し、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガスがオフセットされた製品をいう。適用するクレジットは今後拡大する等の検討を行うこととしている。

【試験・検証方法】

- 「LED 照明器具の固有エネルギー消費効率」とは、器具から出る全光束を定格消費電力で割った値とする(定格消費電力は、器具外部に独立型電源装置を設置する必要がある場合はその電源装置の定格消費電力とする。)。
- LED 照明器具の全光束測定方法は、JIS C 8105-5:2011 に準ずる。
- 平均演色評価数 Ra の測定方法は JIS C 7801 及び JIS C 8152-2 に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずる。
- LED 照明器具の「LED モジュール寿命」及び電球形 LED ランプの「定格寿命」の測定方法は、JIS C 8152-3 に準ずる。

| 照明器具に適用される JIS 規格 | | |
|-------------------|--------------|---|
| 用語 | JIS 番号 | 規格名称 |
| 全光束 | JIS C 8105-5 | 照明器具第 5 部:配光測定方法 |
| 平均演色評価数 Ra | JIS C 7801 | 一般照明用光源の測光方法 |
| 測光方法 | JIS C 8152-2 | 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 - 第 2 部:LED モジュール及び LED ライトエンジン |
| LED モジュール寿命、定格寿命 | JIS C 8152-3 | 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 - 第 3 部:光束維持率の測定方法 |
| ダウンライト、高天井器具の定義 | JIS Z 8113 | 照明用語 |

【参考情報】

- （一社）日本照明工業会 照明器具は LED 新世代へ。
→ https://www.jlma.or.jp/siryo/pdf/pamph/led_torikae_2020.pdf
- 照明器具かる BOOK
→ <https://www.jlma.or.jp/siryo/pdf/pamph/sisetuRenewal2023.pdf>
- 光／光源の知識
→ <https://www.jlma.or.jp/tisiki/kogen.htm>
- LED ランプの選び方・使い方
→ https://www.jlma.or.jp/led/led_lamp.htm

調達実績のカウントに係る留意点

- LED 照明器具は、リース・レンタル契約を含めて集計する。
- LED 照明器具(投光器、防犯灯を除く)は、「基準値 1」を満たす物品等と「基準値 2」を満たす物品等を分けて集計する。

調達のポイント

- 蛍光灯照明器具は、平成 30 年度以降は特定調達品目の対象外となっています。
- 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)」(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)において、「既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。」とされており、既存照明についても LED 照明へ切り替えることが求められています。
- グリーン購入法においては、従来の蛍光ランプで使用されている口金(G13 口金等)から給電される LED ランプを装着するための照明器具は、当面の間は対象外としています。
- 昼光利用や調光機能、人感センサ機能、初期照度補正機能(初期の過度な明るさを抑え、ランプ寿命まで一定の明るさを保つ機能)、多灯分散方式(トータルの消費電力を制限する目的で、一室内で複数の照明器具を配置し、必要な箇所のみ点灯することにより、光環境の向上と省エネを両立させる照明方式)等を有効に利用しましょう。
- こまめな消灯(減光・減灯)、定期的な清掃やランプ交換に心掛け、長期間の使用による照明効率の低下を防ぐよう、運用においても省エネを心がけましょう。また、10 年以上経過した照明器具は、ランプ交換だけでなく器具ごと取り替えることを検討しましょう。

詳細情報

直管形 LED 照明器具の日本照明工業会規格(JEL 規格)について

直管形 LED ランプは、従来の蛍光ランプと口金形状、長さなど、構造的に互換性をもたせたさまざまな種類のものが国内外の多くの事業者より販売されていますが、既設の蛍光灯照明器具との組み合わせで、安全面、寿命面、光学面等の問題が発生していたことから、日本照明工業会では、最低限確保すべき性能規定を含んだ直管形 LED ランプシステムの規格として、JEL801「L 形ピン口金 GX16t-5 付直管形 LED ランプシステム」、JEL802「くぼみ形コンタクト口金 R4 付直管形 LED ランプシステム」及び JEL803「GZ16 口金付制御装置内蔵型直管 LED ランプ」の規格を制定し、性能面及び安全面の対応を図っています。この JEL801、JEL802 及び JEL803 規格に対応した照明器具は、従来の蛍光ランプと物理的又は電気的互換性がなく安全性が確保できることからグリーン購入法の対象としていますが、G13 などの従来の口金のランプを取り付けられる器具であって、その口金を通じ給電する照明器具は当面の間対象外としています。

直管形 LED 照明器具の対象

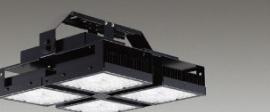
| 口金 | 図 | 規格・給電方法・特徴 | グリーン 購入法適用 |
|--|--|--|---------------|
| GX16t-5 |  給電端子側 アース端子側 | <ul style="list-style-type: none"> JEL801 規格 <u>GX16t-5 で保持。保持部から給電する</u> 制御装置はランプの外側に設置され、ランプには直流電力を供給 | 対象 |
| R4 |  | <ul style="list-style-type: none"> JEL802 規格 <u>G13 形状のピンで機械的保持。保持部からは給電しない</u> 制御装置はランプの外側に設置され、ランプには直流電力を供給 ピンはランプ内部導電部と絶縁 | 対象 |
| GZ16 (M 形) |  | <ul style="list-style-type: none"> JEL803 規格 <u>ランプに電源を内蔵しており、器具側に電源を搭載していないため、既存器具と同じ取付ピッチ、電源穴で対応が可能</u> | 対象 |
| その他 専用口金 | | <ul style="list-style-type: none"> 従来の蛍光ランプが取り付けられない器具 | 対象 |
| <u>下記の口金から給電されるものは対象外</u> | | | |
| G13 |  | <ul style="list-style-type: none"> <u>G13 口金で保持。保持部から給電する</u> 電源内蔵タイプ、電源外付タイプがある 従来の蛍光ランプの口金と構造上の互換性がある | 対象外 |
| ※G13 の他、G5、RX17d、G10q、GX-10q、GX10q-5、GX24q、GY10q 等で従来口金と互換性のあるものも対象外 | | | |

注:グリーン購入法においては、直管形 LED ランプの判断の基準は設定していません。既存の直管形ランプの交換にあたって、直管形の LED ランプをランプ単体で調達する場合は、グリーン購入法の対象外となります。

詳細情報

■LED 照明器具の対象範囲■

グリーン購入法においては、照明用白色 LED を用いたつり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形並びに投光器、防犯灯として使用する照明器具を対象としています。なお、直管形 LED 照明器具については、JEL801、JEL802、JEL803 規格対応品のみ対象となります。

| 区分 | 対象 | 製品例 | |
|------------------------|-----------------|--|------------------------------|
| つり下げ形 じか付け形 埋込み形 | ベースライト 高天井器具 |    | ※直管形は JEL801、802、803 規格対応品のみ |
| じか付け形 埋込み形 | ダウンライト |    | |
| じか付け形 | シーリングライト |   | |
| じか付け形 | ブラケット |   | |
| つり下げ形 じか付け形 | ペンダントライト |    | |
| つり下げ形 | スポットライト |   | |

| 対象 | 製品例 |
|-----|---|
| 投光器 |   |
| 防犯灯 |   |

※卓上スタンドは対象外。
資料:(一社)日本照明工業会

□ランプ

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*電球形 LED ランプについて、エコマーク(No.150)認定品はグリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

電球形
LED
ランプ

- 以下のランプ効率、演色性能評価数(Ra)、定格寿命を満たすこと、又はエコマーク認定基準若しくはそれと同等の基準を満たすこと。

| 光源色 | ランプ効率 | | 演色性 (Ra) | 定格寿命 |
|------------------|-----------------------|--------------|-------------|----------------|
| | E26/E17 口金 GX53 口金 | 左記以外 | | |
| 昼光色 | 110.0 lm/W 以上 | 80 lm/W 以上 | Ra70 以上 | 40,000 時間以上 |
| 昼白色 | | | | |
| 白色 | | | | |
| 温白色 | | | | |
| 電球色 | | 98.6 lm/W 以上 | 70 lm/W 以上 | |
| ビーム開き 90 度未満の反射形 | - | 50 lm/W 以上 | Ra70 以上 | 30,000 時間以上 |

※電源電圧 50V 以下、Ra90 以上、調光器対応機能付きの場合は、E26/E17 口金、GX53 口金以外の基準を適用。調光・調色対応ランプは基準値(最大消費電力時)から 5 lm/W 緩和。

■配慮事項

- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- 包装は簡易であって、再生利用が容易・廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 蛍光ランプ、電球形蛍光ランプは、令和 5 年度からはグリーン購入法の対象外としている。
- 一般照明用の電球形 LED ランプのみが対象。電球形 LED ランプのうち、昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは対象外とする。
- ランプ単体で調達する場合は、直管形の LED ランプは対象外。

【基準の解説】

- エネルギー消費効率は、ランプの全光束(lm)を定格ランプ電力(W)で割った値で、同じ明るさなら消費電力が少ないランプほどランプ効率は高くなる。
- E26、E17 口金及び GX53 口金とそれ以外で判断の基準が異なる。

- 電源電圧 50V 以下、Ra90 以上、調光器対応機能付きの場合は、E26/E17 口金、GX53 口金以外の基準を適用する。調光・調色対応ランプは基準値(最大消費電力時)から 5 lm/W 緩和している。
- 調光・調色対応ランプのランプ効率は、最大消費電力時における全光束から算出された値とする。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、J クレジット、JCM、地域版 J クレジット等、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジットを調達し、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガスがオフセットされた製品をいう。適用するクレジットは今後拡大する等の検討を行うこととしている。

【試験・検証方法】

- 平均演色評価数 Ra の測定方法は JIS C 7801:日本産業規格「一般照明用光源の測光方法」及び JIS C 8152-2:日本産業規格「照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法－第 2 部:LED モジュール及び LED ライトエンジン」に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずる。なお、国際標準 CIE/ISO の屋内照明基準(CIE Draft Standard DS008.2/E-2000)では、オフィスの照明要件として Ra80 以上を推奨している。
- 光源色は、JIS Z 9112 に規定する LED の光源色及び演色性の区分に準ずる。

ランプに適用される JIS 規格

| 用語 | JIS 番号 | 規格名称 |
|--------------|--------------|--|
| 平均演色評価数 Ra | JIS C 7801 | 一般照明用光源の測光方法 |
| 平均演色評価数 Ra | JIS C 8152-2 | 照明用白色発光ダイオード(LED)の測光方法 －第 2 部:LED モジュール及び LED ライトエンジン |
| 光源色 | JIS Z 9112 | 蛍光ランプ・LED の光源色及び演色性による区分 |
| E26、E17、GX53 | JIS C 8158 | 一般照明用電球形 LED ランプ(電源電圧 50V 超) |

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク商品類型(NO.150)の電球形 LED ランプ認定品はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 一般社団法人日本照明工業会
→ <https://www.jlma.or.jp/>
- 電球形 LED ランプガイドブック
→ https://www.jlma.or.jp/led/guide/pdf/guide_led.pdf
- 光／光源の知識
→ <https://www.jlma.or.jp/tisiki/kogen.htm>
- LED ランプの選び方・使い方
→ https://www.jlma.or.jp/led/led_lamp.htm

調達実績のカウントに係る留意点

- 電球形 LED ランプのみを集計する。

調達のポイント

- 白熱電球、電球形蛍光ランプは、LED ランプに切替えましょう。
- エネルギー消費効率は光源色ごとに比較を行い、使用場所に応じたランプを選択しましょう。
- 非常用照明器具用のランプを調達する場合、器具の適合条件を事前に十分確認しましょう。
- エコマーク認定品(電球形 LED ランプ)は判断の基準に適合しています。

参考

電球形 LED ランプの選び方

電球形 LED ランプには、使用用途、電球の形状、口金の大きさ、配光等が異なる商品があります。それぞれの特性について確認した上で、適切なタイプのものを選択するようにしましょう。

| 1. 電球の形を選ぶ | A形 | T形 | G形 |
|--|--------|--------|-----------|
| <p>代表的な電球の形としては、次のようなものがあります。もとの電球がどの形なのか確認しましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般電球タイプ(A形) ボール電球タイプ(G形) 小形電球タイプ(クリプトン電球) ビーム電球タイプ | | | |
| 2. 口金のサイズを選ぶ | E26 口金 | E17 口金 | GX53 口金 |
| <p>照明器具のソケットと、電球の口金が合った大きさでないと取付ける事ができません。口金のサイズを確認してください。</p> <p>E26 口金 E17 口金 GX53 口金等</p> | 26mm | 17mm | |
| 3. 光色を選ぶ | 電球色 | 昼白色 | |
| <p>白熱電球、ろうそくの光など、オレンジ、黄色味がかった色温度の低い光の電球色、正午の太陽光や、蛍光ランプで多く使用されている白が際立つ光は、昼白色、昼光色。用途や好みに合わせて選びましょう</p> <p>電球色(色温度:2600~3250K) 昼白色(色温度:4600~5500K) 昼光色(色温度:5700~7100K)</p> | | | |
| 4. あかるさを選ぶ | 一般 | 電球形 | LED ランプ |
| <p>白熱電球に40形、60形、100形があるように、電球形LEDランプでも商品によって明るさの強弱を選ぶ事ができます。これは光の量を示す光束(単位: lm, ルーメン)によって表されており、E26口金の場合は、右の表のような関係になっています。</p> | 100 形 | 25 形 | 1520lm 以上 |
| | 60 形 | 15 形 | 810 lm 以上 |
| | 40 形 | 10 形 | 485 lm 以上 |
| 5. 光の広がり(配光)を選ぶ | 全般配光 | 準全般配光 | 集光 |
| <p>電球形 LED ランプにも、これまでの一般電球のように、光が空間全体に広がるランプと、ビーム電球やミラー、ハロゲン電球のように一定方向に光が集まるランプなど様々あります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空間の全方向に広がるタイプ(一般電球、小形電球の全般配光タイプ) 空間の下方向に広がるタイプ(一般電球、小形電球の準全般配光タイプ) 光が集光するタイプ(レフ電球タイプ、ミラー付ハロゲンタイプ) | | | |

資料:一般社団法人日本照明工業会

■13 自動車等

□乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ

■特定調達品目及びその判断の基準

○下記の区分ごとの基準を満たすこと。

| 区分 | 判断の基準 | 対応する基本方針の表 |
|-----|--|-------------------------------|
| 乗用車 | <ul style="list-style-type: none"> 電動車等であること(2段階の判断の基準の設定なし) ハイブリッド自動車は2030年度燃費基準値70%達成レベル以上であること、かつ、令和2(2020)年度燃費基準値以上であること カーエアコン冷媒の地球温暖化係数は150以下であること(令和8年度まで経過措置適用) | ハイブリッド自動車は表1(排ガス基準)及び表2(燃費基準) |

| 区分 | 判断の基準 | | 対応する基本方針の表 |
|-------|-------|---|---|
| | 基準値1 | 基準値2 | |
| 小型バス | 電動車等 | 次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015年度燃費基準達成) | 表1(排ガス基準) 表3(燃費基準) |
| 小型貨物車 | 電動車等 | 次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2022年度燃費基準90%達成) | 表1(排ガス基準) 表4-1(ガソリン、軽油燃費基準) 表4-2(LPG) |
| バス等 | 電動車等 | 次世代自動車又は一定の燃費性能を満たす車両(2015年度燃費基準5%超過達成) | 表5(燃費基準) |
| トラック等 | 電動車等 | | 表6(燃費基準) |
| トラクタ | 電動車等 | | 表7(燃費基準) |

※1 表1は基本方針のガソリン(ハイブリッド自動車を含む)又はLPガスを燃料とする自動車の車種別の排出ガス基準、表2～表7は車種別・燃料種別の燃費基準

※2 排出ガス及び燃費に係る測定モードは基本方針の表1～表4-1がJC08モード又はWLTCモード、表4-2が10・15モード、表5～表7がJH15モード(重量車モード)

■配慮事項

- カーエアコンの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。
- 長寿命化、省資源化、部品の再使用、材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生材が可能な限り使用されていること。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維が可能な限り使用されていること。
- エコドライブ支援機能を搭載していること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 電動車等とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 次世代自動車とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。

<各品目の定義>

①乗用車とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。

○普通自動車：小型自動車の大きさの基準のうちいずれかが超えている乗用車

○小型自動車：総排気量 2 リットル以下、長さ 4.7 メートル以下、幅 1.7 メートル以下、高さ 2 メートル以下の乗用車

○軽自動車：総排気量 0.66 リットル以下、長さ 3.4 メートル以下、幅 1.48 メートル以下、高さ 2 メートル以下の自動車

②小型バスとは、定員 11 人以上、車両総重量 3.5t 以下の乗用車をいう。

③小型貨物車とは、軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量 3.5t 以下の貨物の運送の用に供する自動車をいう。

○軽貨物車：軽自動車のうち貨物の用に供するもの

○軽量貨物車：車両総重量 1.7t 以下のトラック

○中量貨物車：車両総重量 1.7t 超 3.5t 以下のトラック

④バス等とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 3.5t 超の乗用自動車をいう。

○路線バス：高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車

○一般バス：路線バス以外の自動車

⑤トラック等とは車両総重量 3.5t 超の貨物自動車(けん引自動車を除く。)をいう。

⑥トラクタとは車両総重量 3.5t 超のけん引自動車(けん引自動車に限る。)をいう。

【基準の解説】

- 「乗用車」については、令和 4 年度以降は電動車等であること、乗用車以外の品目は、基準値1は電動車等、基準値2は次世代自動車であること又は一定の燃費基準を満たすことが要件となっている。電動車等のうち、ハイブリッド自動車は排出ガスに係る要件及び燃費基準を満たすことが必要となる。
- 乗用車(ハイブリッド自動車)に適用する表2は、2020 年度燃費基準値であり、備考 12 に示される算定式は、2030 年度燃費基準値の算定式である。算定式の α 0.7 は(70%達成)を意味している。 β は軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74 を乗じて熱量換算する。なお、備考 12 について、 α 、 β を乗じる前に小数点以下第 1 位未満を四捨五入する。
- 自動車に係る燃費基準は、省エネ法に基づく燃費基準(トップランナー基準)による。
- 乗車定員 10 人以下のガソリン自動車及び小型バスを除く LP ガス自動車の排出ガス基準値は、平成 30 年排出ガス規制値より 50% 低減又は 75% 低減並びに平成 17 年排出ガス規制値より 75% 低減、小型貨物車は平成 17 年排出ガス規制値より 50% 低減とする。
- ディーゼル自動車は、ポスト新長期規制(平成 21 年排出ガス規制)又は平成 30 年規制に適合した車以外は車両登録できないことから、排出ガス基準は設定していない。
- 排出ガス基準は、JC08 モード又は WLTC モードのいずれかのモードの基準を満たすこと。
- 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 配慮事項のバイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

【経過措置】

- 乗用車のカーエアコン冷媒の判断の基準は、令和 8 年度(2026 年度)末までは経過措置が適用される。

【試験・検証方法】

- ハイブリッド自動車、小型バス、ガソリン小型貨物車、ディーゼル小型貨物車は JC08 モード又は WLTC モード燃費基準値が適用される。LP ガス小型貨物車は 10.15 モード燃費基準値、重量車については、重量車モード(JH15 モード)による。
- 自動車に係る排出ガス基準は、国土交通省の「低排出ガス車認定実施要領」に基づく基準値による。

【既存のラベル等との対応】

- 燃費達成車、低排出ガス車認定のステッカーは、2021 年 4 月以降は自動車には貼り付けられてい

ない場合がある。

【参考情報】

- 国土交通省 HP 「自動車の燃費性能に関する公表(令和6年1月4日現在)」
※データが更新されている場合がありますので、最新の情報をご確認ください。
→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000013.html
- 国土交通省 HP 「自動車燃費一覧について」
→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_mn10_000002.html
- 国土交通省 HP 「低排出ガス車認定実施要領」
→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/lowgas/youryou/lowgas.htm>
- 国土交通省 HP 「低排出ガス認定自動車に関する公表」
→ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk10_000014.html

調達実績のカウントに係る留意点

- 乗用車は、車種(電気自動車、ハイブリッド自動車等)別にカウントする。
- 乗用車以外の品目は、「基準値1」により発注した自動車と「基準値2」により発注した自動車を分けてカウントする。乗用車同様、車種(電気自動車、ハイブリッド自動車等)別にもカウントする。
- 購入、リース・レンタル(新規)、リース・レンタル(継続)の内訳を記載する。なお、概ね1年程度以上の契約の場合のみを対象とし、短期間のレンタルはカウントしない。
- 年間を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した月に1回だけ計上することとし、年間合計が契約台数となるようにする。複数年を通じて契約するリース・レンタルについては、契約を締結した年の契約月に1回のみ計上することとし、契約期間の継続中は年度が変わっても実績に集計しないものとする。ただし、契約期間中に台数等が増えた場合には、増加分を計上する。

調達のポイント

- 「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、政府全体での電動車等の率先導入の推進が掲げられており、令和4年度から乗用車は電動車等の調達が必須となっています。各機関においては、再生可能エネルギーの利用と併せて電動車等の導入を積極的に推進することが求められます。
- 自動車の調達にあたっては、車両重量の区分に応じて、表に掲げる基準を満たした、より環境性能の良い車両の導入に努めましょう。ただし、特定の仕様を要する場合や判断の基準を満たす車両を選択することにより用途上支障が生じる場合等(例えば、路線バスにおいて、判断の基準を満たす自動車がマニュアル車に限られ、その中から調達を行うと運転手の負担増加につながる場合など)、特に貨物車、重量車において、表の区分ごとの燃費基準を満たした車両が存在しない場合等は、必ずしも本基準によらず柔軟に対応しましょう。
- バイオエタノール混合ガソリン(E3、E10(E10対応専用車に限る)及びETBE)、バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)の供給体制が整備されている地域では、ガソリン、軽油を使用しなければならない場合は積極的な利用に努めましょう。
- 軽油は、エコマークNo.160「廃食用油を使用したバイオディーゼル燃料」の認定基準を参考に調達できます。
- 自動車の燃費性能については、国土交通省 HP「自動車の燃費性能に関する公表」で確認できます。

□乗用車用タイヤ

参考となる環境ラベル等:低燃費タイヤ統一マーク



*低燃費タイヤ統一マークは、AAA、AA、A の製品に貼付されており、AAA、AA はグリーン購入法の基準値1を、A は基準値2を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

1. 以下の転がり抵抗及びウェットグリップ性能を満たすこと。
 - 基準値1:転がり抵抗係数 7.7 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。
 - 基準値2:転がり抵抗係数 9.0 以下かつウェットグリップ性能が 110 以上であること。
2. スパイクタイヤでないこと。

■配慮事項

- 製品の長寿命化に配慮されていること。
- 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 乗用車用タイヤは、市販用タイヤを対象とし、新車等の購入時に装着されているものは除く。

【基準の解説】

- 転がり抵抗係数(Rolling Resistance Coefficient, RRC)は、タイヤへの荷重に対する転がり抵抗の比率。
- 令和4年度から乗用車タイヤの転がり抵抗係数は2段階基準が適用されている。
- 自動車の燃料燃焼によって発生するエネルギーの約20%は、タイヤの転がり抵抗によって消費されているといわれている。一般に、タイヤの転がり抵抗はグリップ力と相反するもので、濡れた路面に於いては特にグリップ力が弱くなる傾向にあるため、安全性の確保からウェットグリップ性能の要件も設定している。

【試験・検証方法】

- 乗用車用タイヤに係る「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580による。
- ウェットグリップ性能は、ISO 23671に基づく指標から検証する。

【既存のラベル等との対応】

- 低燃費タイヤ統一マークが貼付されているものはグリーン購入法の基準値2に適合している。

【参考情報】

- (一社)日本自動車タイヤ協会 低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドラインの制定について

調達実績のカウントに係る留意点

- 乗用車用タイヤの対象は、タイヤ交換の際に調達する「市販用タイヤ」であって、自動車の購入時に装着されているものは対象外とする。
- 乗用車用タイヤについては、「基準値1」により発注したタイヤと「基準値2」により発注したタイヤを分けてカウントする。
- 実績カウントの単位は、本数とする。

調達のポイント

- 乗用車用タイヤは、「低燃費タイヤ統一マーク」の等級ができるだけ高いものを調達しましょう。
- 乗用車用以外のタイヤについては、国内では転がり抵抗及びウェットグリップ性能の等級がありませんが、安全性を確保した上で可能な限り転がり抵抗係数の低いものを調達しましょう。

詳細情報

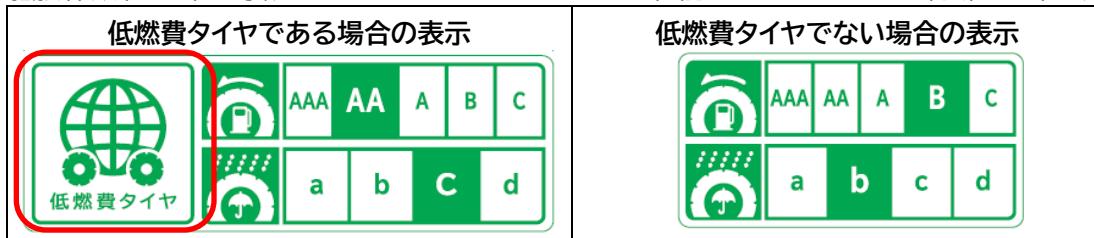
低燃費タイヤのラベリング制度について

一般社団法人日本自動車タイヤ協会では、平成22年1月より業界自主基準の「低燃費タイヤ等普及促進に関する表示ガイドライン(ラベリング制度)」を制定し、運用しています。

適用範囲は「消費者が交換用としてタイヤ販売店等で購入する乗用車用夏用タイヤ」で、転がり抵抗係数のグレーディングシステム及びウェットグリップ性能により評価するものです。低燃費タイヤの性能要件は、転がり抵抗係数9.0以下(グレードAAA~A)、ウェットグリップ性能110以上(グレードa~d)のタイヤであり、グリーン購入法においては、基準値1は7.7以下(グレードAA)、基準値2は9.0以下(グレードA)に設定されています。

| 転がり抵抗係数の等級 単位(N/kN) | | ウェットグリップ性能の等級 単位:% | |
|------------------------|---------------|-----------------------|-----------|
| | RRC | | G |
| 基準値1 | 6.6≤RRC≤7.7 | AA | 155≤G |
| 基準値2 | 7.8≤RRC≤9.0 | A | 140≤G≤154 |
| | 9.1≤RRC≤10.5 | B | 125≤G≤139 |
| | 10.6≤RRC≤12.0 | C | 110≤G≤124 |

※転がり抵抗係数(RRC)が等級A以上であり、ウェットグリップ性能がd以上のものが判断の基準に適合する。



このマークが付いているものはグリーン購入法(基準値2)に適合。

資料:低燃費タイヤ等の普及促進に関する表示ガイドライン(ラベリング制度)について
→ <https://www.jatma.or.jp/labeling/outline.html>

□2 サイクルエンジン油

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.110)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

1. 生分解度が 28 日以内で 60%以上であること
2. 魚類による急性毒性試験の 96 時間 LC50 値が 100mg/L 以上であること

■配慮事項

- 製品の容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【基準の解説】

- 2 サイクルエンジン油を使用する 2 サイクルエンジンは、陸用ではモーターバイク、芝刈り機、刈り払い機などに、水上では船外機などに使用されているが、2 サイクルエンジン油はガソリン燃料と混合し、一部未燃焼オイルとして大気や水中へ排出されるため、特に閉鎖水域において環境負荷が大きいことが問題となっていることから、特定調達品目として設定し、生分解度等の基準を設定している。

【試験・検証方法】

- 生分解度の試験方法は、次のいずれかとする。ただし、これらの試験方法については、10-d window を適用しない。
※OECD(経済協力開発機構)化学品テストガイドラインの 301B、301C、301F
※ASTM(アメリカ材料試験協会)の D5864、D6731
- 魚類の急性毒性試験方法は、次のいずれかの方法とする。
※JIS(日本産業規格)の K 0102、K 0420-71 シリーズ(10、20、30)
※OECD(経済協力開発機構)の 203(魚類急性毒性試験)
なお、難水溶性の製品は、ASTM D6081(水環境における潤滑油の毒性試験のための標準実施法:サンプル準備及び結果解釈) の方法などを参考に調製された WAF(水適応性画分)や WSF(水溶解性画分)を試料として使ってもよい。この場合、96 時間 LL50 値が 100mg/L 以上であること。

【既存のラベル等との対応】

- 2 サイクルエンジン油については、エコマーク認定品(No.110)はグリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- 一般社団法人潤滑油協会
→ <https://www.jalos.or.jp/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 実績カウントの単位は、リットルとする。

■14 消火器

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク(No.127)認定品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|-----|--|
| 消火器 | 次の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 1. 消火薬剤の40%以上が再生薬剤であること 2. 廃消火器の回収システムがあり、適正処理されるシステムがあること |
|-----|--|

■配慮事項

- 材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- 再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。
- 設置台、収納箱等への再生プラスチックの使用、使用後の回収、再使用、再生利用の実施。
- 塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- 包装の単一素材化、簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 対象は、粉末ABC消火器とする。(A:普通火災、B:油火災、C:電気火災)。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040及び14044)、カーボンフットプリントガイドライン(令和5年5月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。

【既存のラベルとの対応】

- エコマーク認定品(No.127)は、グリーン購入法に適合している。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
[→ https://www.ecomark.jp/search/search.php](https://www.ecomark.jp/search/search.php)
- (一社)日本消火器工業会 廃消火器回収システムの新制度について
[→ https://www.jfema.or.jp/20100101.html](https://www.jfema.or.jp/20100101.html)
- ゼロエミサービス(HATSUTA)
[→ https://hatsuta.co.jp/service/ezes/](https://hatsuta.co.jp/service/ezes/)

調達実績のカウントに係る留意点

- 消火器は本数でカウントする。

調達のポイント

- 各消火器メーカーでは、設計標準使用期限を10年(住宅用消火器は5年)としています。国内で製造された消火器は、消火器の販売代理店や防災・防犯事業者の特定窓口に引き取りを依頼するか、消火器メーカー営業所や廃棄物処理業者の指定引取場所に持ち込むとリサイクル処分されます。
- 消火器の設置、保守及び廃棄までを一括して行うことにより、消火器の使用に伴う廃棄物を削減するサービスを行っている事業者があるため、調達可能な場合は委託を検討しましょう。

■15 制服・作業服等

参考となる環境ラベル等:

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。

エコ・ユニフォーム
マーク



*エコ・ユニフォームマーク貼付品は、グリーン購入法に適合しています。

PETボトルリサイクル
推奨マーク



*上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|-----------|--|
| 制服 作業服 | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 (裏生地を除く) ※ポリエステルが裏生地を除く纖維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、裏生地を除くポリエステル纖維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 植物を原料とする合成纖維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること |
| 帽子 | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが纖維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、ポリエステル纖維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 植物を原料とする合成纖維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 |
| 靴 | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が甲材纖維重量比 25%以上 ※甲部のポリエステルが纖維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、甲部のポリエステル纖維重量比 50%以上 故纖維から得られるポリエステル纖維が甲材纖維重量比 10%以上 植物を原料とする合成纖維が甲材纖維重量比 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 |

■配慮事項

<共通>

- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。
- 可能な限り未利用纖維、反毛纖維が使用されていること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていこと。

<帽子>

- 可能な限り竹纖維、未利用纖維又は反毛纖維が使用されていること。

<靴>

- 甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成纖維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 制服・作業服、帽子及び靴については、ポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品が対象。
- 靴に係る「甲材」とは、JIS S 5040(革靴)の付表1「各部の名称」のつま革、飾革、腰革、べろ、一枚甲及びバックステーの部分に該当する部位材料をいう。

【基準の解説】

- 再生 PET 樹脂配合率基準値は、纖維部分全体重量比とする。纖維部分全体重量とは、製品全体重量から、ボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
- 再生プラスチックや植物を原料とする合成纖維、故纖維で作られた付属品については、配合率算出の際の分母・分子に加えてもよい。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成纖維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 「回収システムの保有」とは、メーカー・販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。

【試験・検証方法】

- バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2 又は ASTM D 6866 に規定される ¹⁴C 法によるバイオベース炭素含有率の値及び成分組成を用い、ISO16620-3 に規定される方法により算出すること。

【既存のラベル等との対応】

- エコマーク(No.103 衣服 ver.3.0) の認定基準を満たす制服・作業服は、グリーン購入法の判断の基準に適合している。
- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」は再生 PET 樹脂が 25% 以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合している。
- 日本被服工業組合連合会「エコ・ユニフォームマーク」がついたものはグリーン購入法に適合している。
- エコマークとグリーン購入法との関連は、p.88 を参照。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>
- PET ボトルリサイクル推進協議会「グリーン購入法対象商品」
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/green.html>
- 日本被服工業組合連合会「エコ・ユニフォームマーク」
→ <http://nippiren.com/eko-mark.shtml>

調達実績のカウントに係る留意点

- 制服・作業服、帽子及び靴については、ポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの(例えば綿 100% 製やゴム製)は、グリーン購入法の対象外となります。集計の際の総調達量は、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を含むもののみとなります。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。
- 日本被服工業組合連合会「エコ・ユニフォームマーク」のついた製品はグリーン購入法に適合しています。
- 制服・作業服のクリーニング等を行う場合には、JIS L 0217 又は JIS L 0001:日本産業規格「繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法」に基づく表示を十分確認し、クリーニングに係る判断の基準を満たす事業者を選択しましょう。

参考

日本被服工業組合連合会「エコ・ユニフォームマーク」について

日本被服工業組合連合会(略称:日被連)は、平成 13 年 4 月のグリーン購入法施行時から、グリーン購入法に適合する再生ポリエステル繊維素材使用の制服・作業服に「日本被服工業組合連合会エコ・ユニフォームマーク」を貼付することにより、リサイクル・ユニフォームの普及促進を図っています。

日被連「エコ・ユニフォームマーク」には、「日被連国産エコマーク」と、「日被連海外縫製エコマーク」の2種類がありますが、日本国内における資源循環型社会形成に貢献するために、両マーク共に、使用生地は日本国内で生産された再生PET樹脂から得られる繊維を用いて、日本国内で生産された生地に限定しています。

エコ・ユニフォームマーク



■16 インテリア・寝装寝具

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています。

PETボトルリサイクル推奨マーク



*上記マーク製品は、再生PET樹脂25%以上の基準を満たしています。

フレームマーク



*上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

衛生マットレス



*上記マーク製品は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|-----------------------|---|
| カーテン 布製ブラインド | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが纖維重量の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、ポリエステル纖維重量比 50%以上 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 植物を原料とする合成纖維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 |
| 金属製ブラインド | <ul style="list-style-type: none"> 明度 L*値が 70.0 以下の場合、日射反射率が 40.0%以上、70.0 を超え、80.0 以下の場合は 50.0%以上、80.0 を超える場合は 60.0%以上であること |
| タイルカーペット | <p>【基準値1】</p> <ol style="list-style-type: none"> 定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。 未利用纖維、故纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上 <p>【基準値2】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用纖維、故纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上 |
| タフティッドカーペット 織じゅうたん | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 未利用纖維、故纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上 |
| ニードルパンチカーペット | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 未利用纖維、故纖維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が 25%以上 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 植物を原料とする合成纖維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 |

| | |
|---------|--|
| 毛布 | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再使用した詰物が 80%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが纖維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、ポリエステル纖維重量比 50%以上 3. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 4. 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10% |
| ふとん | <ol style="list-style-type: none"> 1. ポリエステルを使用した製品については、次のいずれかを満たすこと <ol style="list-style-type: none"> ア. 再生 PET 樹脂配合率が 50%以上 ※ポリエステルが纖維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、ポリエステル纖維重量比 50%以上 イ. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 ウ. 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10% 2. 再使用した詰物が 80%以上 |
| ベッドフレーム | <p>主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満たすこと。</p> <p>【主要材料がプラスチックの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 再生プラスチックがプラスチック重量比 10%以上 <p>【主要材料が木材の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 間伐材、端材等の再生資源又は合法材 ※間伐材に係る合法性確認の手続きは、クリーンウッド法の対象物品か否かで異なる。 ホルムアルデヒドの放散速度が $0.02\text{mg}/\text{m}^2 \text{h}$ 以下 <p>【主要材料が紙の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 古紙パルプ配合率 50%以上 ● バージンパルプの合法性の担保 |
| マットレス | <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかを満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ○詰物の再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ○故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 ○植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 2. フエルトに使用される纖維は未利用纖維又は反毛纖維 3. ホルムアルデヒドの放出量が 75ppm 以下 4. フロン類不使用 |

■配慮事項

<カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん>

○臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。(カーテン、布製ブラインドに適用)

○可能な限り未利用纖維、反毛纖維が使用されていること。

○製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。

○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<金属製ブラインド>

○簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<カーペット>

○定量的環境情報(カーボンフットプリント)が開示されていること。

○ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること(タイルカーペットに適用)。

○製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
＜ベッドフレーム＞
- 修理及び部品交換、耐久性の向上等長期使用可能な設計、分解が容易等再使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 長期使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 紙、木質の原料として使用される原木は、持続可能な森林から産出されたものであること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。
- 包装材等の回収、再使用、再生利用システムがあること。
＜マットレス＞
- 長期使用、再生利用に配慮された設計であること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- カーテン、布製ブラインドについては、ポリエステル纖維又は植物を原料とする合成纖維を使用した製品が対象。
- 毛布は、ポリエステル纖維を使用した製品が対象。
- ふとんは、ポリエステル纖維を使用した製品、又は再使用した詰物を使用した製品が対象。
- ベッドフレームは金属製のものは対象外。また、医療用、介護用及び高度医療に用いるもの等は除く。
- マットレスは、高度医療に用いるもの等は除く。

【基準の解説】

- 再生 PET 樹脂配合率基準値は、纖維部分全体重量比とする。ランナー、フック、ファスナ等の付属品は、重量に含まない。
- カーペット(タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット)に係る再生材料等の配合率基準は、製品全体重量比とする。
- 再生プラスチック、故纖維、植物を原料とする合成纖維で作られた付属品については、再生 PET 樹脂配合率算出の際の分母・分子に加えてもよい。
- 回収システムとは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。
- マットレスに係る「フロン類」とは、フロン排出抑制法第 2 条第 1 項に定める物質をいう。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成纖維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 定量的環境情報は、カーボンフットプリント(ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント(ISO 14040 及び 14044)、カーボンフットプリント ガイドライン(令和 5 年 5 月 経済産業省・環境省作成)等に整合して算定したものとする。詳細は、巻末の「2. 参考資料」を参照。
- 「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品」とは、J クレジット、JCM、地域版 J クレジット等、我が国の温室効果ガスインベントリに反映できるクレジットを調達し、ライフサイクル全般にわたる温室効果ガスがオフセットされた製品をいう。適用するクレジットは今後拡大する等の検討を行うこととしている。

【試験・検証方法】

- 金属製ブラインドの日射反射率の測定及び算出方法は、JIS R 3106、明度 L* の測定及び算出方法は、JIS Z 8781-4 にそれぞれ準ずるものとする。

【既存のラベル等との対応】

- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」は再生 PET 樹脂が 25% 以上原料として使用されていることが要件であり、グリーン購入法に適合している。
- エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。エコマークとグリーン購入法との関連は、p.88 を参照。
- ベッドフレームに係る判断の基準④の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型 No.130「家具 Version2」に係る認定基準をいう。
- 全日本ベッド工業会「フレームマーク」及び「衛生マットレスマーク」のついた製品は、グリーン購入法に適合している。

- JIS マークのあるベッドフレーム(JIS S 1102:日本産業規格「住宅用普通ベッド」)は、上記ホルムアルデヒド放散速度の基準を満たしている。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>
- 全日本ベッド工業会 「衛生マットレス基準」
→ <https://www.zennihon-bed.jp/health-mattress.html>
- 全日本ベッド工業会 「フレーム環境基準」
→ <https://www.zennihon-bed.jp/frame-standard.html>

調達実績のカウントに係る留意点

- カーテン・布製ブラインドについては、ポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの(例えば綿 100% の製品)は、グリーン購入法の対象外となります。集計の際の総調達量は、ポリエステル繊維、又は植物を原料とする環境負荷低減効果が確認された合成繊維を含むもののみとなる。
- タイルカーペットは、令和 5 年度の調達実績から基準値1、基準値2のそれぞれの基準を満たすものをカウントする。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。
- 全日本ベッド工業会の「衛生マットレス基準」「フレーム環境基準」は、グリーン購入法と整合が図られています。

■17 作業手袋

参考となる環境ラベル等:エコマーク



*エコマーク認定品(NO.103)は、グリーン購入法に適合しています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|------|--|
| 作業手袋 | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 50%以上 2. ポストコンシューマ材料からなる纖維が 50%以上 3. 未利用纖維が 50%以上 4. 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が 10%以上 |
|------|--|

■配慮事項

- 未利用纖維又は反毛纖維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除く。)。
- 漂白剤を使用していないこと。

■解説

【対象範囲・定義】

- 主要材料が纖維の製品が対象。革製、ゴム製等の手袋は本項目の対象外とする。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成纖維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。

【基準の解説】

- 再生 PET 樹脂等配合率、ポストコンシューマ材料からなる纖維配合率、植物を原料とする合成纖維の基準値は、製品全体重量比とするが、いずれもすべり止め塗布加工部分は除く。

【試験・検証方法】

- バイオベース合成ポリマー含有率は、ISO16620-2 又は ASTM D 6866 に規定される ¹⁴C 法によるバイオベース炭素含有率の値及び成分組成を用い、ISO16620-3 に規定される方法により算出すること。

【既存のラベル等との対応】

- エコマークとグリーン購入法との関連は、p.88 を参照。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 作業手袋については、主要材料が纖維の製品を集計の対象とする。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。

■18 その他繊維製品

参考となる環境ラベル等

エコマーク



*エコマーク認定品は、グリーン購入法に適合しています(条件あり)。

PETボトルリサイクル推奨マーク



*上記マーク品は、再生 PET 配合率 25%以上の判断の基準を満たしています。

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|----------------------------|---|
| 集会用テント | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが纖維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、ポリエステル纖維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成纖維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 |
| ブルーシート | <ul style="list-style-type: none"> ● 再生ポリエチレンが 50%以上 |
| 防球ネット | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが纖維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、ポリエステル纖維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 4. 再生ポリエチレンが 50%以上 5. 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 |
| 旗 のぼり 幕(横断幕、懸垂 幕) | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 再生 PET 樹脂配合率が 25%以上 ※ポリエステルが纖維部分の 50%未満の場合、再生 PET 樹脂は纖維部分重量比 10%かつ、ポリエステル纖維重量比 50%以上 2. 再生 PET 樹脂配合率が 10%以上かつ回収システムの保有 3. 故纖維から得られるポリエステル纖維が 10%以上 4. 植物を原料とする合成纖維が 25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 10%以上 5. 植物を原料とする合成纖維が 10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率 4%以上かつ回収システムの保有 |
| モップ | <p>【次のいずれかを満たすこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 未利用纖維、リサイクル纖維、その他の再生材料の合計が 25%以上 2. 製品使用後の回収及び再使用のためのシステムの保有 |

■配慮事項

<集会用テント、防球ネット、モップ>

- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。
- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<ブルーシート>

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

<旗、のぼり、幕>

- 臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。

- 製品使用後に、回収・再使用・リサイクルされるためのシステムがあること。

- 簡易包装、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 集会用テントはポリエスチル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象。
- ブルーシートはポリエチレンを使用した製品が対象。
- 防球ネットはポリエスチル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品及びポリエチレンを使用した製品が対象。
- 旗、のぼり、幕については、ポリエスチル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品が対象。

【基準の解説】

<共通>

- 再生 PET 樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比とする。ポール等の金属・木質部品等の繊維部分以外は重量に含まない。
- バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維は、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものに限る。
- 回収システムとは、メーカーや販売者が回収ルートを構築しており、製品やカタログ等に回収に関する情報提供がされていることをいう。

<モップ>

- 再使用のためのシステムについては、次のア及びイを満たすこと。
 - ア. 回収された製品を再使用すること。
 - イ. 回収された製品のうち再使用できない部分は、マテリアルリサイクル、エネルギーリサイクル又はエネルギー回収すること。

【既存のラベル等との対応】

- PET ボトルリサイクル推奨マークのある製品、エコマーク認定品はグリーン購入法に適合している。エコマークとグリーン購入法との関連は、p.88 を参照。

【参考情報】

- エコマーク事務局(エコマーク認定商品検索サイト)
→ <https://www.ecomark.jp/search/search.php>
- PET ボトルリサイクル推進協議会「PET ボトルリサイクル推奨マーク」について
→ <https://www.petbottle-rec.gr.jp/product/mark/>

調達実績のカウントに係る留意点

- 再生 PET 樹脂の基準を適用する製品については、ポリエスチル繊維を含まないもの(例えば綿 100%の製品)は、グリーン購入法の対象外となります。

調達のポイント

- 「エコマーク」のついた製品を調達しましょう。

参考

繊維製品等関連におけるグリーン購入法とエコマークとの対応表

制服・作業服等、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品分野における、グリーン購入法の判断の基準とエコマーク認定基準との関係は、下記のとおり。

詳細は、エコマーク認定基準(エコマーク事務局:<https://www.ecomark.jp/nintei/>)を参照。

表 グリーン購入法とエコマークとの対応表(繊維製品等関連)

| 特定調達品目 | 対応するエコマーク商品類型 | エコマーク認定基準との関係 |
|---------------------|------------------------|---|
| 制服・作業服 | No.103 衣服 | 再生 PET 繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| 帽子 | No.103 衣服 | 再生 PET 繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| 靴 | No.143 靴・履物 | 再生 PET 繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| カーテン、布製ブラインド、集会用テント | No.104 家庭用繊維製品 | 再生 PET 繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| 毛布 | No.104 家庭用繊維製品 | 再生 PET 繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| ふとん | No.104 家庭用繊維製品 | 再生 PET 繊維または再使用の詰め物の認定品はグリーン購入法に適合 |
| タフティッドカーペット、織じゅうたん | No.104 家庭用繊維製品 | 未利用繊維またはリサイクル繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| ニードルパンチカーペット | No.104 家庭用繊維製品 | 未利用繊維、リサイクル繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| タイルカーペット | No.123 建築製品(内装工事関係用資材) | グリーン購入法に適合(基準値 2 に適合) |
| 旗、のぼり、幕 | No.105 工業用繊維製品 | 再生 PET 繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合に適合 |
| ベッドフレーム | No.130 家具 | グリーン購入法に適合 |
| マットレス | No.130 家具 | 再生 PET 繊維、未利用繊維または反毛繊維の認定品、植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| 作業手袋 | No.103 衣服 | 再生 PET 繊維、未利用繊維、反毛繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| ブルーシート | No.128 日用品 | 再生ポリエチレンの認定品はグリーン購入法に適合 |
| 防球ネット | No.105 工業用繊維製品 | 再生 PET 繊維、再生ポリエチレン繊維または植物由来の合成繊維の認定品はグリーン購入法に適合 |
| モップ | No.104 家庭用繊維製品 | 未利用繊維、リサイクル繊維の認定品または回収後に再使用される認定品はグリーン購入法に適合 |

詳細情報

グリーン購入法における纖維部分全体重量と再生 PET 樹脂配合率基準値の関係

グリーン購入法における再生 PET 樹脂配合率の算出方法は、制服・作業服をはじめとした纖維が主要材料を占める品目については、付属品を除く纖維部分を分母とした「纖維部分全体重量比」、カーペットや作業手袋については、「製品全体重量比」となっています。

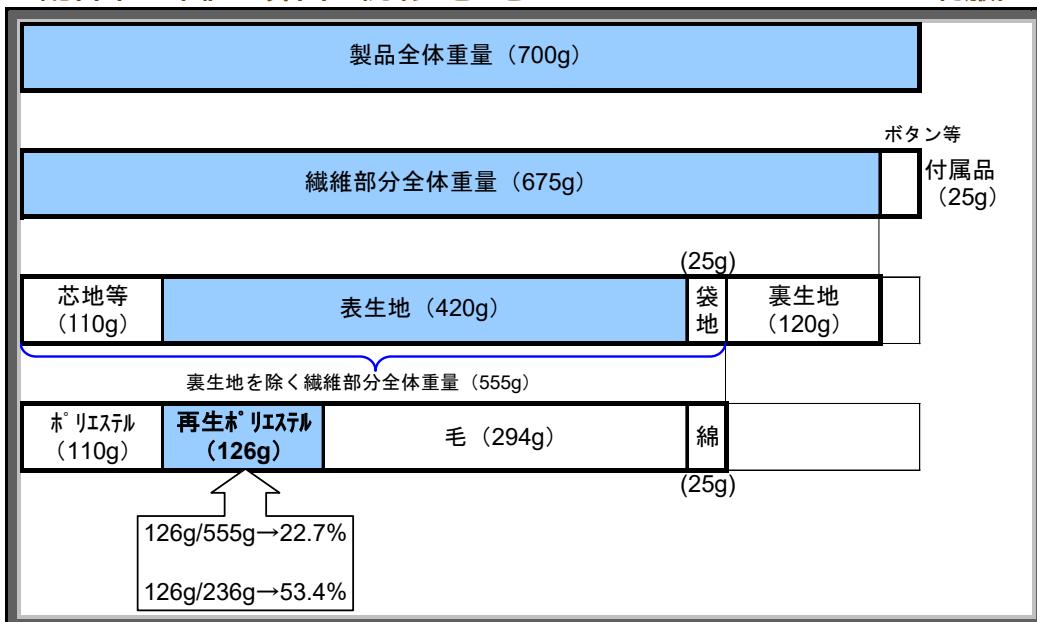
各品目の再生 PET 樹脂配合率基準値の算出の考え方は下記のとおりです。

纖維製品に係る再生 PET 樹脂配合率(再生材料配合率)基準値の算出の考え方

| | |
|-----------|--|
| 纖維部分全体重量比 | 【制服・作業服】制服・作業服、帽子、靴 【インテリア・寝装寝具】カーテン、布製ブラインド 毛布、ふとん、マットレス 【その他纖維製品】集会用テント、ブルーシート、防球ネット ト、旗、のぼり、幕、モップ |
| 製品全体重量比 | 【インテリア・寝装寝具】タフティッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット 【作業手袋】作業手袋 |

※災害備蓄用品の生活用品(毛布、作業手袋、テント、ブルーシート)についても同じ。

下記に制服の配合率基準値の算出方法を例示します。この製品は、判断の基準①の裏生地を除く纖維部分全体重量比が 22.7%となり、25%以上の基準をクリアしませんが(Aの式)、判断の基準①ア.のただし書きの規定(裏生地を除く纖維部分全体重量に占めるポリエスチル纖維が 50%未満の場合)が適用され 53.4%となり、かつ、必須要件である纖維部分全体重量比 10%以上であることから、判断の基準を満たすこととなります(B の式)。

配合率基準値の算出の例(表地 毛 70%:ポリエスチル 30%の制服)**A.裏生地を除く纖維部分全体重量の再生ポリエスチル配合率**

再生ポリエスチル(126g)

$$\frac{\text{再生ポリエスチル}(126g)}{\text{纖維部分全体重量}(675g) - \text{裏生地}(120g)} = 22.7\% \rightarrow \text{非適合}$$

B.裏生地を除くポリエスチル纖維部分重量比の再生ポリエスチル配合率

再生ポリエスチル(126g)

$$\frac{\text{再生ポリエスチル}(126g)}{\text{ポリエスチル部分の重量}(236g)} = 53.4\% \rightarrow \text{適合}$$

■19 設備

□太陽光発電システム

■特定調達品目及びその判断の基準

| | |
|---------------|---|
| 太陽光発電 システム | 1. 太陽電池モジュールのセル実効変換効率が、次の区分ごとの基準値以上 |
| | シリコン単結晶系太陽電池 16.0% |
| | シリコン多結晶系太陽電池 15.0% |
| | シリコン薄膜系太陽電池 8.5% |
| | 化合物系太陽電池 12.0% |
| | 2. 太陽電池モジュール・付属機器の維持・管理等に必要な情報のウェブサイト等による開示 ※基本方針表2に記載 |
| | 3. 発電電力量等が確認できること |
| | 4. 太陽電池モジュールは公称最大出力の80%以上を最低10年間維持するよう設計・製造 |
| | 5. パワーコンディショナの負荷効率が出荷時の効率の90%以上を5年以上維持するよう設計・製造 |
| | 6. 太陽電池モジュールに係るエネルギーペイバックタイムが3年以内 |
| | 7. 太陽電池モジュールは、環境配慮設計の事前評価が行われ、内容が確認できること ＊太陽電池モジュールの表3は基本方針の「太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価方法等」の表を指します。 |
| | 8. 修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計 |

■配慮事項

- 分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。
- 来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対する効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。
- 設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。
- 特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。
- 太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウムニッケル地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。
- 重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。

■解説

【対象範囲・定義】

- 太陽光発電システムは、商用電源の代替として、10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステムを対象とする。

【基準の解説】